第五部　社會思想家の運動

概說
第一篇　社會主義的運動……五六三
第一章　社會主義的團體の設立及解散……五六三
第一節　社會主義的團體の設立……五六四
第二節　社會主義的團體の解散……五六五
第二章　社會主義的團體及個人の運動……五六六
第一節　社會主義的團體の運動……五六六
第二節　其他の社會主義的團體及個人の運動……五六七
第三章　特殊事件……五六八
第四章　學生運動……五八三
第五章　藝術家の運動……五八八
第六章　婦人運動……五八九
第七章　水平運動……五九〇
第八章　植民地に於ける運動……五九二
第一節　朝鮮……五九二
第二節　臺灣……五九四
第九章　社會主義的運動の取締及對策……五九六
第二篇　反社會主義運動……六〇一
第一章　青年團……六〇一
第二章　國粹團體……六〇三

概　説

社會思想家の運動は本年度において一つの巨大なる激震に遭遇した。震源はいふまでもなく日本共産黨の檢舉事件であつたが、その波及するところ勞働農民黨、日本勞働組合評議會、全日本無産青年同盟の解體となり、我が社會運動極左の陣營は合法の地平線上から殆んど姿をかき消さんとしてゐる。尤もこの間にあつても、左翼運動は新黨準備會の名において、逆風に抗しつゝなほ勇敢に進められた。だが既に三月十五日以來幾多の左翼論客を失ひ、中間派並に右翼思想家さへたその論敵を失ふに至つて、社會思想家の活動は論壇において又街頭において聊か寂寥を加ふるの感があつた。これに較ぶれば、プロレタリア藝術家の一群は、一方において無産政黨の消長と歩調を共にしつゝも、なほその獨自の創作活動漸くその緒につき、新時代を表徵する幾多の作物を發表して階級戰線の背後から勇ましく進擊の軍鼓を打鳴らした。尚ほ本年度において一つの注目すべきことは、朝鮮及び臺灣において見られる左翼潜行運動の急速に瀰漫せんとする勢ひであらう。而して、本年度中政府當局の執つた未曾有の高壓政策と種々なる國粹的團體の反動的行爲とは、却つて社會主義的思想家運動の深刻化を齎らすに過ぎなかつた。

第一篇　社會主義的運動

社會主義的運動の主流は依然マルキシズムであるが、この運動の前衛として、彈壓の矢面に立つた嚮導的思想は、レーニニズム、乃至コンミュニズムであつた。日本共産黨の眞相の判明と、それにつゞいて勞農黨始めその他の極左團體に對して執られた政府當局の態度とは、事實をもつて爾餘の社會主義的思想からコンミュニズムの流れを截然區別し、もつて社會公衆の認識に迫つたのである。新黨準備會を中心とする一群の思想家團體が嵐の一ケ年を「玉碎」して護らんとしたその思想はまさに純粹のコンミュニズムである。コンミュニズムは遂に玉碎を要求した。茲においてか、從來單に左右中間派としてなほ觀念的分野に止まり得た問題が、合法か非合法かの實踐の領野において判然態度を決すべき焦眉の問題と化した。かくして昭和三年は、日本社會主義運動に對して一つの聖像の踏繪を提供したところの、深刻なる意味をもつ一年であつたといへよう。

第一章　社會主義的團體の設立及び解散

第一節　社會主義的團體の設立

昨年度年鑑本章に述べた如く、一兩年來社會主義的諸團體が多く政黨運動に吸收されつゝある結果、無產諸政黨の外に立つて新たなる思想團體の設立せらるゝことも殆んどこれなき有樣であつたが、本年度においては、次節に述ぶるが如く左翼社會主義運動潰滅の結果として或は直接にこれを更生再起せしめんとの努力から、或は左翼戰線の決潰を期として試みられた左翼社會主義團體の著しい進出から、二三新團體の設立を見るに至つた。新黨準備會、解放運動犧牲者救援會の如きは卽ち前者に屬し、無產青年運動における右翼合法主義の進展は卽ち後者に屬する。

一　新黨組織準備會

昭和三年四月十日勞働農民黨が政府の結社禁止命令によつて解散するや、翌十一日舊黨幹部は直に新黨準備委員を擧げ、十二日には新黨樹立協議會を開き、引續いて新黨の立黨式を擧行する手筈を定めてゐたが、同協議會また無慘にも官憲の蹂躙するところとなつた。こゝにおいて新黨組織に至るまで舊黨實體の統一的活動を期するため、卽ちその謂ゆる「第一次勞働農民黨解散後、第二次勞働農民黨樹立に至るまで舊勞農黨の全勢力を保持し全運動を一層强力に遂行する組織としての新黨組織準備會が設立された。新黨準備はかくして形式上は未だ合法的政黨ではなかつたが、しかしその實際においては他の無產諸政黨と同樣に政治的鬪爭主體として華々しい活動を試みた。新黨準備會の詳細につきてはこれを第二部第五篇の記述に讓る。

二　全國青年同盟

『全日本無產青年同盟』が本年四月の解散命令によつて潛伏狀態に入つて以來、社會主義的青年運動は一時表面運動から姿を沒し去つたが、年末に迫るに至つて右翼並に中間派の間から新組織釀成の氣運が動いて來た。まづ勞農黨の傘下から『全國勞農青年同盟』があらはれ、十一月八日、日勞黨本部において第一回創立準備會を開き、關東合同、金屬產業、日本紡織、全國農民、横濱市土木從業員、川口金屬產業等の組合內部の青年代表者を集め、左の綱領草案を作成した。但し創立大會は本年中には開かれるに至らなかつた。

【全國勞農青年同盟綱領草案】

一、吾等は無產青年獨自の立場より、無產階級の政治的、經濟的社會的解放の實現を期す。

一、吾等は無產階級解放運動の前衞として、支配階級の飽くなき搾取と暴壓とに對抗し、以て勇敢なる鬪爭を敢行す。

一、吾等は全無產青年の大衆的結成の壓力を以て分裂せる現下の

無産階級解放戰線の統一を期す。

（附記――全日本無産青年同盟の解散直後、同じく舊勞農黨系によつて新青年同盟準備會なるものが設立せられたが、右は單に新青年同盟設立の準備として一つの申合せをなしたに止るやうであるから、こゝに掲げないことゝした。）

三　社會青年同盟

日勞黨傘下の全國勞農青年同盟と對抗的に結成せられつゝあつた社會民衆黨下の社會青年同盟は、その成立までに種々曲折を經、且つ又將來の進展を危まれつゝ、ともかく十二月五日創立大會を開くに至つた。

本部　東京市芝區新堀町一

役員　執行委員長　小山壽夫、執行委員　德永正報、大塚信郎、成山三郎、白神新、近藤武雄、井堀繁男、新妻德壽、梶原携生、近藤榮治、渡邊年之助、會計　龜田一郎、會計監査　小山帝三郎

【綱領】

一、吾等は社會民衆黨の主義綱領に立脚し無産青年の立場より、無産階級の政治的、社會的、經濟的、解放の實現を期す。

一、吾等は支配階級の暴壓と搾取に對抗し、階級戰線の前衛として勇敢なる闘爭を敢行す。

一、吾等は社會民衆黨の指導精神に立脚し無産青年の大衆的結成の實現を期す。

【要求】

一、滿十八歳以上の男女の選擧權、被選擧權の獲得。

一、青年團、處女會に對する官僚的支配の排撃。

一、封建的徒弟制度の撤廢。

一、幼年男女の夜業禁止。

一、兵卒の待遇改善と家族の生活の保證。

一、青年訓練所及び其他一切の反動的教化政策の反對。

一、其の他一切の無産階級彈壓諸法令の撤廢。

一、帝國主義戰爭反對。

四　解放運動犠牲者救援會

解放運動犠牲者救援會は、當初野田爭議及び選擧戰の犠牲者救援を直接の目的として各無産政黨、評議會、プロレタリア藝術聯盟等の無産團體各方面の代表者を發起人として、三月十二日創立第一回準備會を東京本所區の勞働診療所に開催、次で四月七日芝協調會館において發會式を擧行し、會長に安部磯雄氏を推した。（同會の活動については第二章參照）

第二節　社會主義團體の解散

一　日本共産黨並に日本青年共産同盟

秘密結社日本共産黨並に日本青年共産同盟は、第三章記述の如く昭和三年三月十五日の大檢擧によつて初めてその存在

を世の明みに露はしたのであるが、それと同時に、幹部及び黨員の逮捕或は逃亡のため事實上組織の崩壞を來した。普通にいふ團體の解散とは無論趣を異にするが、特に茲に記しておく。（第三章特殊事件參照）

二　全日本無産黨青年同盟

昭和三年四月十日、政府は勞働農民黨、日本勞働組合評議會と共に、左翼青年運動の殆んど唯一の團體であつた全日本無産青年同盟に對し、安寧秩序を害するの旨を以つて解散を命じた。解散命令の正文は左の如くである。

内務省訓令第四九八號、警視總監宛

其の管下結社勞働農民黨　結社日本勞働組合評議會、結社全日本無産青年同盟は治安警察法第八條第二項の規定に依り之を禁止す、その旨主管者に傳達すべし

右訓令す　昭和三年四月十日　内務大臣　鈴木喜三郎

三　新黨組織準備會

新黨組織準備會は本年十二月廿二、三、四の三日に亘り東京本所公會堂において新黨創立大會を開催したが、第三日目の廿四日、その開會に先立ち集會の解散を命ぜられ、續いて午前十一時左の如き結社禁止の訓令に依り、内務大臣の名に於て宮田警視總監により解散を命ぜられた。

内務訓令第一五九三號　警視總監宛

其の管下結社新黨組織準備會は治安警察法第八條第二項に依り禁止す、此の旨主管者に傳達すべし

右訓令す　昭和三年十二月廿三日　内務大臣　望月　圭介

第二章　社會主義團體及個人の運動

第一節　社會主義的團體の運動

一　新黨組織準備會

四月十日勞働農民黨の解散直後創立を見た新黨準備會は、形式上固より政治結社ではないが、實質上においては他の無産政黨と相並んで廣汎に亘る政治闘爭へと進出し、十二月廿四日の新黨創立大會に臨んで遂にその解散を命ぜられるに至つた。準備會の活動は從つて政治的意味において重要なるがゆゑに、これを第二部第五篇に記述することゝした。しかし乍ら解散せられた新黨準備會は、即刻檄を飛ばし、今後の運動方針として「偏に工場へ農村へのスローガンを身を以て實現すること、及びあらゆる方法を以て組織の實體を確立すること」を期し、以後潛行的にではあるが一つの有力なる左翼團體として活動をつゞけた。本年中における社會的團體の運

動としては準備會の廣汎なる活動を除けば他は微々として振はないかの觀があつた。

二　無産青年同盟

四月十一日全日本無産青年同盟が解散せられるまでは各地方において支部の設立、大會の開催等、可成りの活動を見せた。しかし五月以降においては、地方においても勢ひ活潑なる活動を缺くに至つた。

▲北九州無産青年團體第一回協議會、八幡市民憲黨本部において開催――一月六日。▲無産青年同盟宮城縣支部兵役短縮デー――一月八日。▲東京小石川區諏訪町無産青年同盟本部兵役短縮デー（開催中建國會員の包圍を受けて衝突す）――一月十日。▲奈良縣無産青年同盟支部第三回大會――一月二十五日。▲全日本無産青年同盟福岡縣支部（八幡）の三幹部檢擧され、ストライキ煽動ビラ一萬枚押收さる――二月十日。▲全日本無産青年同盟茨城支部發會式、水戸市において擧行――四月九日。▲和歌山縣西牟婁郡田邊町にて南紀州無産青年聯盟結團式擧行――五月一日。

三　解放運動犧牲者救援會

設立當時同會の事業として掲げられた事項は次の如くである。

一、解放運動犧牲者及びその家族の救助、診療、慰安。二、辯護事務及び差入れ。三　釋放運動。四、災害における無産者の救助。

その最初の活動として野田爭議のための「救援週間」の催しがあつたが、間もなく勃發した日本共産黨の檢擧のため、それ以後は同事件被告並びにその家族の救援に主力を注ぎ大いに努むるところがあつたが、このため同會を主宰する幹部の顔も勢ひ左翼的色彩を濃厚にして來たので、當局はこれを單なる救援會以上のものとにらみ、その同會に對する壓迫は漸く激しくなつた。

四　黑色聯盟

無政府主義系統の組織的團體としては黑色聯盟あるのみであるが、同聯盟は本年中も依然として振はず、何等の計畫的活動をも見せなかつた。ギロチン團殘黨、アナ系主義者、等、々と自稱する無賴の徒の演ずる恐喝事件や街上の狂亂が、かへつて無政府主義者の存在を人々の記憶に蘇へらすに過ぎなかつた。大杉榮の仇を報ひんとして福田大將を狙擊した和田久太郎も、この年二月秋田の刑務所で獄死した。無政府主義運動は全く氣息奄々の態である。本年中殘された記錄の主なるものは左の如くである。

▲黑色青年聯盟主催、社會問題批判演說會（東京神田）――一月三十一日。▲黑色聯盟演說會（東京本郷）石川三四郎氏外二十二名檢束を受く――二月八日。

第二節　その他の社會主義的團體及個人の運動

第一節の記述に漏るゝ社會主義的團體並に個人の運動とし

て列擧すべきものは本年度に於て特に多く、所謂不穩文書や不穩ビラの配布、諸種の祕密結社、直訴事件等　到底枚擧に遑はない。そのうち最も活潑なる活動を試みたものとして特筆すべきは、「無産者新聞」が極度の彈壓に抗しつゝ遂行した共産主義宣傳の運動であらう。いまこの種の運動のうち主要のものゝみを掲ぐれば左の如くである。

▲治安維持法改惡反對無産團體協議會――日本勞働農民黨下の東京府聯合會が主催者となり、大體に中間派組合を糾合して六月廿五日、東京、芝協調會館で創立協議を行ひ、以後屢々民衆大會を擧行した。（尙ほ治安維持法の緊急勅令に依る改正に反對した諸運動は、六、七月にかけ各所に行はれたが、多くは政黨主唱のものであるから玆に記述しない。（第二部第五篇參照）▲無産黨員の直訴――七月一日、聖上陛下赤坂離宮に御還幸の際、離宮正門東側にて拜觀中の日勞黨員行商人相根豐次郎は擧動不審のために捕へられたが、同人は懷に無産者の窮狀を述べ既成政黨を難じたる直訴狀をもち直訴を企てゝゐたものである。▲平澤氏等追悼會――震災五週年の九月一日、純勞働者組合主催故平澤計七氏他十餘名の勞働運動者追悼會が深川の同組合本部で催された。▲「無政府主義者の直訴」――十月一日東京日比谷にて無政府主義者と自稱する大島英三郎は、アナーキストの墮落を憤慨し無産者救濟を歎願したる請願書を懷中にして直訴を企てた。▲アルベール・トーマ氏に對する歡迎並に排擊運動――本年十二月に來朝した國際勞働事務局長アルベール・トーマ氏に對しては、來朝前より左翼諸團體間に排擊の聲高く、十二月二日には左翼組合による「トーマ排擊關東地方同盟」が結成され、數回協議會を開き、トーマ氏上京後は退京決議文をつきつけ、立會演說を申込み、排擊ビラを散布する等、排擊運動を試みた。反之、右翼團體は歡迎的態度を示し、中間的立場をとつた京濱勞働團體はトーマ氏と懇談會を開き諸種の質問を行つた。（第二部第五篇參照）

第三章　特殊事件

一　日本共産黨事件

本年三月十五日の拂曉を期して東京、大阪、京都、北海道を初め全國各地に亘つて疾風迅雷的に行はれたところの、「三・一五事件」の別名をもつて呼ばれる日本共産黨大檢擧事件は、近來における未曾有の事件として、一世の耳目を聳動せしめた。當時檢擧せられたるもの實に千餘名に上り、起訴せられたるもの東京地方裁判所に屬する部分を除き三百九名に達する。結社の首腦部に關する東京地方の豫審が未だ終結に至らないため、事件の眞相は尙ほ適確に知り得ない狀態にある。いま日本共産黨の內容として檢擧直後（四月十日）司法當局の發表したるところは左の如くである。

『日本共産黨は大正十一年頃第三インターナショナルの日本支部として成立したるものなるが、大正十二年五月の檢擧によりて一時屛熄するの狀態に立ち至りたるものとす。しかるに大正十三年

中再び組織を新にするの準備をなし、大正十五年に至りては多數の黨員を得、終に同年十二月初旬山形縣下某地に於て極祕裡に所謂福本イズムに共鳴する者十數名相會して創立大會を開き、立黨宣言、綱領、規約等を議決し、越えて昭和二年二月中、黨首腦部數名露西亞に入りモスクワに於て右日本共産黨の根本方針に關し第三インターナショナルの批判を受けたる結果、從來の黨活動に根本的誤謬及缺陷の存するものありとし、同年十月頃歸朝後更に新なる組織に著手し、第三インターナショナルの指令に基き從來の五人組細胞を變更して基礎を各個工場に置くこととし、黨の中心機關紙を發行し、黨員が他の團體内に潜入して活動を爲す場合においても常に一定の政綱の下に統一的組織ある共産黨として活動するに至れり。しかして現在における黨員は數百名に達し、關東、關西、九州、北海、信越等に潜居し、進んで青年及軍隊の赤化に努力し居れり。

斯の如くして成立せる日本共産黨は、革命的プロレタリアートの世界黨第三インターナショナル日本支部としてわが帝國を世界革命の渦中に誘致し、金甌無缺の國體を根本的に變革して勞農階級の獨裁政治を樹立し、その根本方針として力をサヴエート・ロシアの擁護、各植民地の完全なる獨立等に致しつゝ、共産主義社會の實現を期し、當面の政策としては革命の遂行を期したるものとす。而して其の組織は前記の如く工場細胞を基本單位と爲し、その工場細胞は順次地方委員會、及中央常任委員會と連繫を保ち、よつて中央常任委員會の下に組織部、組合部、宣傳部等幾多の部門を設け、中央委員會之を統帥し、黨の組織内容黨員等を嚴祕し、黨員には絶對服從を強要し、隱密裡にその主義を大衆に傳播し、所期の目的を遂行せんとし著々その歩を進めつゝあるものなり。

日本共産黨は所期の目的を遂行する爲め先づその黨員を議會に送りて内部的に現在の議會組織を破壞せんことを企て、這般の衆議院總選擧を以てその絶好機會なりとし、一面においては國體に關し國民の口にするだに憚るべき暴逆なる主張を掲げたる「總選擧方針書」その他諸種の祕密出版物を諸所に頒布して黨員に指令し、他の一面においては現在の公認政黨中勞働農民黨を完全に自黨の指揮下に在りと做し、勞働農民黨幹部たる候補者を極力支持する態度に出でたり。而して現に日本共産黨員にして評議會又は勞働農民黨の主要なる地位を占め、過般の總選擧において公認候補者と爲りたる者十名以外に及べり。尚、將來は彼等の所謂日和見主義、社會民主主義系の各團體をも誘導し、政治的に無産政黨の合同を實現し、既成政黨は悉く勞働大衆の敵なるが故に大衆行動に依りて政局を益々動搖せしめ、以て無産階級進擊の道を容易ならしめ、經濟的には各勞働組合の統一戦線を張り無産階級運動を革命的に進展せしむる計畫を有するものなり。また中央機關紙として「赤旗」及「共産パンフレット」あり、その他各地方機關または工場細胞において發行するものに赤色信越、北海勞働者北海通信、階級戦、先驅者、火花、同志、前衛等ありて祕密連絡の方法に依り巧に之を黨員または左傾勞働者、農民等に頒布せり。その内容は何れも大衆の現實的鬪爭を題材と爲し、中央機關紙は之を利用して黨の政綱、政策を傳播し、大衆をして共産黨に共鳴せしめ、或は黨員を指導激勵し、また地方の機關紙、工場新

聞等はその地方または工場内に起りたる當面の問題をとらへ巧にその主義の宣傳を爲し居れり。基本單位たる工場細胞、地區委員會等においては隱密の間時々會合を爲し、黨の中央より派遣せられたる幹部に就き黨の指令または當面の問題に付き研究を爲し、以て彼等の所謂革命的鬪士の敎育に努め、且絶えず黨員候補者の養成に努め居れり。

入黨勸誘の方法に至りては極めて巧妙且周到を極め、最初自己の周圍にある職工の中共産主義に共鳴し居るものを選擇し、之に赤旗その他の機關紙を示して共産黨の主義綱領を承認する意志ありや否やを確め、一方、身分境遇家庭事情等を調査し將來黨員として革命的運動に從事し得る地位に在りや否やを考査し、また本人が黨員として規律及び祕密を嚴守し得る性格を有するや否やを試驗し、しかして後之を黨員として推薦するものの如し。日本共産黨は勞働階級の前衛としてその指導的任務を有するものとなし、日本勞働組合評議會、勞働農民黨、無産青年同盟、學生社會科學聯盟等に潛入し直接之を指導せんと試み、右組合または聯合内における共産黨員を以て組織したる分派（フラクション）を設け、その分派は日常組合内に黨の主義綱領の宣傳を行ひ全勞働組合を内部より左翼化せんと企圖し、努めて勞働爭議を激發して之に介入し成るべく之を擴大して政治鬪爭化せしめ之を暴動に導かんとするの計畫を有するものにして、諸所の爭議において右目的の下に宣傳・煽動を爲したる顯著なる形跡あり。

以上の如く日本共産黨の主義行動は根本的にわが國體を破壞せんとするものにして寸時も之を容認すべからざる重大なる事犯なりとす。當局においては鋭意搜査の結果その罪證を確認するを得るに至りたるを以て、本年三月十五日治安維持法違反として全國一齊に檢擧を行ひ、既に起訴せる者八十餘名（四月七日現在）にして尙搜査の進行に伴ひ相當擴大するものと認めらる。』

尙ほ、四月二十五日衆議院本會議の祕密會における鈴木内相、原法相の日本共産黨に關する說明によれば、日本共産黨の當面の政策は左の十三個條のスローガンであり、このうち、第一、第八、第十、第十一、第十三項が非合法的のもので、共産黨が治安維持法に抵觸したのはこのためであり、而してその非合法的のものを除く他の項目は舊勞働農民黨の政策として掲げてゐるものと共通である。『共産黨當面の政策』として内務當局が報道の自由を認めたるものは左の如くである。

一、××制の廢止。
二、議會の解散。
三、十八歳以上の男女の普通選擧。
四、言論、出版、集會、結社の自由。
五、一切の反勞働者農民法の撤廢。
六、八時間勞働。
七、資本家全額負擔の失業保險。
八、××および寺院、地主等の土地無償沒收。
九、高度の累進所得稅。
十、サヴエート・ロシアの防衛。
十一、支那革命の不干涉。

十二、戰爭の危機に對する鬪爭。

十三、植民地の完全なる獨立。

豫審及び公判

共產黨事件の豫審は東京地方裁判所々屬の部分を殘して全く終結した。下にこれら豫審終結の各被告名並に公判の狀況を各所屬裁判所別に見るに左の如くである。

〔備考——被告名に關する次揭の諸表においては、各被告につき判明の分だけ職業、學歷、所屬團體を附記したが、その作製に當つて資料不揃ひであつたため多少の誤記を免れぬことゝ思ふ。特に誌して諒恕を乞ふ次第である。〕

福岡　九州方面で檢擧された黨員の豫審審理は福岡地方裁判所において行はれたが、八月廿九日全國に魁して結審し、容疑者四十名のうち三十三名に對し十一月四日より同地方裁判所において公判開始、十二月四日左の如く判決言渡しがあつた。

懲役八年	(職業)	(學歷)	(所屬團體)	(被告名及年齡)
著述業		西南學院高等部中途退學	評議會	藤井哲夫(二五)
舊勞農黨福岡支部聯合會書記長		九大法文學部中途退學	舊勞農黨	愛甲勝夫(二四)
舊勞農黨福岡支部聯合會執行委員		福高中途退學	舊勞農黨	佐々木是延(二七)
舊勞農黨小倉支部書記		中學卒業	舊勞農黨	豐原五郎(二七)
北九州金屬勞働組合常任書記		福高中途退學	北九州金屬勞働組合	松尾勝(二四)
懲役六年				
九州地方評議會書記長		高等小學卒業	舊評議會	永元光夫(三〇)
無產者新聞八幡支局長		高等小學卒業	舊勞農黨	玉谷留雄(二五)
大牟田合同勞働組合委員長		中學中途退學	舊勞農黨	木村正夫(二三)
無職		齒科醫專中途退學		渡邊信(二五)
懲役五年				
		九大法文中途退學	日本農民組合	楠元芳武(二四)
舊勞農黨小倉支部書記		高等小學卒業	舊勞農黨	永村德次郎(二九)
無職		五高中途退學		白草久夫(二三)
豆腐行商		高等小學卒業	舊全日本無產青年同盟	田中次郎(二六)
舊九州地方評議會常任書記		尋常小學卒業	久留米合同勞働組合	木原金吾(二三)
懲役四年				
北九州金屬勞働組合執行委員長		中學四年修業	舊勞農黨及舊評議會	井上易義(二六)
無產者新聞門司支局長		高等小學卒業	舊勞農黨	川關良雄(二六)

舊勞農黨小倉支部幹事	高等小學卒業	舊勞農黨	堀ノ内滿男(二一)
無産者新聞八幡支局員	五高中途放校	舊勞農黨	松本惣一郎(二三)
製罐職		舊評議會	伊藤捨夫(二七)
福岡合同勞働組合常任書記	高等小學卒業	舊評議會	堀田　勇(二一)
炭坑稼		舊評議會	安蘇源三(二八)
無職	尋常小學卒業		森田數名雄(二四)
舊全日本無産青年同盟福岡支部常任書記	中等學校中途退學	舊勞農黨	西本靜雄(二三)
無産者新聞支局經營	尋常小學卒業		遠藤　清(二四)
新聞社員			柵田久雄(二一)
懲役三年			岩永七郎(二三)
無職			渡邊憲次(二四)
印刷業手傳	中學卒業	プロレタリア藝術同盟	古藤龍介(二〇)
懲役二年(四ケ年間執行猶豫)			
電車々掌	尋常小學卒業	舊評議會	平川　平(二三)
電車々掌	高等小學卒業	舊九州地方評議會九州合同勞働組合	栗林　渉(二一)
舊九州地方評議會常任書記	五高文科中途退學	舊評議會	山田健次(二三)
魚市場書記	中學中途退學		龜田勘司(二四)

右の内、平川平、栗林渉、山田健次、龜田勘司の四名を除く他は控訴した。

岡山　岡山地方裁判所において行はれた被告十五名に對する豫審は八月三十一日をもつて結審し、十月八日より公判開始三十一日次の如く判決言渡しがあり、被告全部控訴權を放棄して服罪した。

懲役五年			
	元六高生徒	舊評議會岡山合同勞働組合常任委員舊勞農黨岡山支部幹事	長門　操(二三)
懲役四年			
	舊全日本無産青年同盟岡山縣支部書記	舊勞農黨舊評議會	倉本虎一(二七)
職工		舊日本無産青年同盟	西原秀一(二六)
懲役二年(倉本達一を除く他三ケ年間執行猶豫)		舊勞農黨岡山支部	吉田富造(二五)
大工職		舊評議會舊勞農黨舊全日本無産青年同盟	倉本達一(二六)
	元六高生徒		森　五郎(一九)
	元六高生徒		岡　十萬男(二一)
懲役一年六月(三ケ年間執行猶豫)			
	元六高生徒		吉田雅雄(二三)
	元六高生徒		米村　健(二三)

懲役一年（三ケ年間執行猶豫）

元六高生徒　宮田　勇（二三）
勞働農民黨都窪郡支部執行委員　舊勞農黨舊評議會　廣野勝一（二三）
紡績職工　舊評議會舊全日本無產青年同盟　西　助造（二二）
元六高生徒　眞田岩勝（二三）
元六高生徒　石田義夫（一七）
岡山醫大卒業　舊勞農黨　大栗清實（二七）

神戸、神戸地方裁判所においては九月八日豫審終結し、三十五名を公判に廻付した。但し被告石原伊代次は病氣のため責付出所中に死亡し、結局三十四名に對し九月廿九日より第一回の公判が開かれ、第二回は十二月十五日より多少の波瀾を見ながら續行されたが、本年中には判決に至らなかつた。被告は左の如くである。

舊勞農黨　板野勝次（二四）
舊神戸地方評議會　奥田宗太郎（四〇）
明大卒業　舊勞農黨元サラリーメン・ユニオン　三宅右市（二七）
元船員　海員刷新會　白土五郎（二九）
無產者新聞神戸支局長　舊神戸地方評議會日本共產青年同盟　廣畑惣太郎（二三）
日本農民組合　芝先文男（二三）

川崎造船兵庫分工場職工　日本共產青年同盟　阪本留治（二三）
元京大生　石田英一郎（二六）
東大生　坪井正一（二三）
東亞ゴム職工　勢野常次（二七）
（日本共產青年同盟）　荒木金太郎（二三）
平山喜三（三四）
石原伊代次（二七）
川崎兵庫分工場職工　三好松夫（二一）
近江長五郎（二八）
高尾鐵工所職工　尾關久松（三七）
高丸唯一（二一）
職工　小原健一（二一）
職工　角田貞雄（二四）
職工　禅田隆次（二五）
職工　花井德雄（二三）
川崎兵庫分工場職工　奥本　勳（二〇）
同右　濱田巳之助（二四）
同右　間庭　實（二〇）
東亞エナメル職工　西村榮助（二五）
外國商館員　サラリーメン・ユニオン　坂田三郎（二五）

日本製本株式會社神戸工場職工	舊全日本無産青年同盟兵庫支部	八田房吉(二四)	
元川崎兵庫工場職工	同右	池田國三郎(二三)	
元川崎職工	同右	三戸森照雄(二三)	
ゴム職工		繁山實(二四)	
元市電運轉手		橋本芳太郎(二〇)	
		砂田喜作(二〇)	
		富康熊吉(二五)	
		辻昌志(二八)	

名古屋、愛知縣下においては起訴せられたるもの五名、九月八日豫審を終結し、十月二十九日より公判を開始し十二月三日左の如く判決が下された。

懲役四年	鍛冶職工	中學二年夜學部修業	舊中部地方評議會	長谷川民之助(二三)
懲役三年		商業學校三年修業	舊全日本無産青年同盟	高井安太郎(二三)
懲役二年	組合書記		舊勞農黨名古屋支部	竹田角次郎(二七)
			名古屋金屬勞働組合	五十君章(二三)
日本車輛會社職工	小學校卒業		名古屋金屬勞働組合	飯田治三郎(二三)

（何れも未決拘留百日を本期に通算）

京都、京都地方においては百餘名の容疑者中三十一名の起訴を見、九月十日豫審を終結し全部公判に移された。公判は延び〳〵となり十二月十七日に至り始めて開始されたが、本年中には判決を見るに至らなかつた。因に、これら被告三十一名のうち三分の一は京都帝國大學生をもつて占めてゐる。被告名左の如くである。

元同志社學生	舊勞農黨		宮崎菊治(二七)
元京大生	舊勞農黨		永井哲二(二九)
高等小學校卒業	舊勞農黨舊京都地方評議會		谷口善太郎(三〇)
小學校半途退學	舊勞農黨京都染物勞働組合		高木藤之助(四二)
中學校卒業川端畫學校三年修業	舊京都地方評議會		久保一雄(二八)
中學校半途退學	舊勞農黨京都合同勞働組合		森田五郎(三三)
高等學校半途退學	舊勞農黨京都合同勞働組合		野口昌夫(二八)
高等小學校半途退學	舊評議會舊勞農黨		稲葉辰藏(三七)
元京大生	舊勞農黨舊京大社會科學研究會		長谷川博(二五)
無産者新聞京都支局長			
著述業			
友禪職			
日活背景畫工			
日活背景畫工			
京都市技手			
織物職工			

捺染彫刻工	尋常小學校卒業	舊勞農黨舊京都地方評議會	齋藤英三(二九)	
	元京大學生	舊勞農黨舊京大社會科學研究會	杉浦嘉三郎(二五)	
	元京大學生	舊京都地方評議會舊京大社會科學研究會	清水省三(二七)	
	元京大學生	舊京大社會科學研究會	石黒和夫(二三)	
	高等小學校卒業	舊全日本無產青年同盟	池上伴次(二二)	
	高等小學校卒業	舊勞農黨日本農民組合	堀芳次郎(二四)	
農業	京大半途退學	舊勞農黨	太田遂一郎(二四)	
無職	元京大學生	舊京大社會科學研究會	常見庸夫(二四)	
	元京大學生	舊京大社會科學研究會	石館直三(二五)	
	元京大學生	舊全日本無產青年同盟舊京大社會科學研究會	橋本後一郎(二二)	
植木職	高等小學卒業	舊全日本無產青年同盟	太田三郎(二〇)	
植木職	尋常小學卒業	舊全日本無產青年同盟	丸川宗太郎(二三)	
日活畫工	尋常小學五年修了市立夜學半途退學	舊全日本無產青年同盟	近藤春二(二二)	
大工職	私立工學校卒業	舊勞農黨舊全日本無產青年同盟	小柳正(二五)	
友禪職	尋常小學卒業	舊勞農黨舊全日本無產青年同盟	臼田銀市(二六)	
友禪職	尋常小學四年修了	舊勞農黨舊全日本無產青年同盟	大杉次郎(二三)	
友禪職	小學校へ行かず	舊勞農黨京都水平社	山田竹松(二五)	
	元京大學生	舊京大社會科學研究會	生沼曹喜(二三)	
舞鶴要港工作部職工	尋常小學卒業	舞鶴海軍共立會	喜田一雄(二三)	
舞鶴要港工作部造機工	尋常小學卒業	舞鶴海軍共立會	野口信快(二四)	
舞鶴要港工作部造機工	高等小學卒業	舞鶴海軍共立會	村田正治(二五)	
舞鶴要港工作部製圖工	高等小學卒業	舞鶴海軍共立會	村上光二(二五)	

、、函館　函館地方裁判所においては九月十二日豫審を終結し、被告十七名に對し十一月一日より公判開始、同二十三日左の如く判決の言渡しがあつた。

懲役五年(未決通算六十日)

全日本無產青年同盟函館支部書記	尋常小學卒業	函館一般勞働組合舊全日本無產青年同盟	村上由圀(二四)
函館港內勞働組合書記	尋常小學卒業	舊函館地方評議會函館港內勞働組合	鈴木治亮(三〇)

懲役三年六ケ月（未決通算百日）

無職	高等小學卒業	一般勞働組合舊全日本無産青年同盟舊勞農黨	齋藤金市（二〇）

懲役二年六ケ月（未決通算百日）

日黑鐵工所職工	尋常小學卒業	函館一般勞働組合	志田謙二郎（三〇）
函館ドック株式會社職工	尋常小學卒業補習學校一年修業	函館一般勞働組合	釜谷健一郎（二六）
函館ドック株式會社職工	工手學校六ケ月修學	函館一般勞働組合	小橋秀夫（二七）
函館ドック株式會社職工	尋常小學卒業	函館一般勞働組會	都秀雄（二九）
電車車掌	尋常小學卒業		森永啓次（二六）

懲役二年（未決通算百日）

木下鐵工場職工	尋常小學卒業	函館一般勞働組合舊日本無産青年同盟	長谷川春吉（二三）
函館ドック株式會社職工	尋常小學卒業	函館一般勞働組合	小原道雄（二八）
辯護士事務員無産者新聞函館支局長	商業學校二年退學	舊勞農黨	水谷三重三（二九）
高田鐵工所職工	高等小學卒業	函館一般勞働組合	佐藤忠壽（二九）

懲役二年（四ケ年間執行猶豫）

電車々掌	尋常小學五年終了	函館交誼會	森内幸吉（二一）
目黑鐵工所職工	高等小學卒業	函館一般勞働組合	中村健一郎（二九）
函館ドック株式會社仕上職工	高等小學卒業	舊函館地方評議會	中兼豐吉（二三）
函館ドック株式會社鑄物工	高等小學一年修了	舊函館地方評議會	伊藤富雄（二四）
電車々掌	高等小學一年修了	舊全日本無産青年同盟	五十嵐德一（二三）

旭川、旭川地方裁判所においては九月十三日豫審を終結し、九名の被告に對し十月二十九日第一回公判を開き、更に十二月十八日より續行公判に入つたが本年中判決の云ひ渡しを見るに至らなかつた。

日本農民組合北海道聯合會書記	東大法學部卒業	舊勞農黨	松岡二十世（二八）
同右	中學卒業	日本農民組合	荒岡庄太郎（二八）
同右	尋常小學卒業	日本農民組合	山名正實（二六）
農業	高等小學卒業		荒畠太郎（二四）
農業	高等小學卒業		吉田吉之助（二八）
日本農民組合北海道聯合會書記	早大專門部卒業	日本農民組合	伏見武夫（二四）
農業	尋業小學卒業		荒哲夫（二三）
日雇	尋常小學卒業	旭川合同勞働組合	山本作二（二五）

農業	尋常小學卒業	合田角逸(二三)	
大阪	大阪地方裁判所管下における共産黨事件は東京に次いで同事件の中心をなすものであるのみならず、日本青年共産同盟といふ日本共産黨の別働隊たる祕密結社をも伴つてゐた。九月十四日豫審を終り、日本共産黨並に日本青年共産同盟の被告九十九名は公判に移され、十一月廿一日から布施、小岩井、松谷、細迫、上村等十數名の辯護の下に開始された。初め被告は陪審裁判を希望し陪審請求をなしたが却下され、次で布施辯護士より、所謂日本共産黨は單一の團體であるといふ理由をもつて併合審理の請求をなしたがこれ又却下され、更に被告は裁判忌避の申請をなして却下された。かくて被告の退延等で法延は一時混亂に陷つたが、傍聽禁止裡に公判を續行した。但し本年中には判決の言渡しを見るに至らなかつた。		
日本共産黨(氏名の上に○印を付したるものは共産黨および青年共産同盟の兩方に關係したるもの)			
産業勞働調査所大阪支所主任著述業	東大法學部卒業	舊勞農黨	村山藤四郎(三〇)
著述業	東洋勤勞者共産主義大學卒業	舊評議會	春日庄次郎(二六)
舊評議會執行委員長、鐵工	小學卒業	舊評議會	野田律太(三八)
日本農民組合常任執行委員		日本農民組合	清原一隆(三四)
日本農民組合常任執行委員兵庫縣會議員	大阪齒科醫專卒業	日本農民組合	長尾有(三〇)
日本農民組合中央委員	京大法學部卒業	日本農民組合	大山初太郎(二五)
辯護士	京大半途退學	舊勞農黨日本農民組合	近内金光(三一)
金屬勞働組合執行委員長		金屬勞働組合	山崎雄次(二八)
全國水平社常任委員		全國水平社	德田英次(三三)
三重合同勞働組合執行委員長		日本農民組合青年部	○木村京太郎(二七)
		三重合同勞働組合	○佐藤和藤治(二六)
		大阪印刷勞働組合	○水江友愛(二〇)
			○乙馬武雄(二三)
			○佐川忠一(二五)
大阪木材勞働組合執行委員長		大阪木材勞働組合	澤田德松(三五)
旋盤工	元京大學生	關西合同勞働組合	市來壽春(二七)
			原川萬二郎(二三)
大阪市電自助會書記		大阪市電自助會	三木光次(三六)
全國水平社常任委員		全國水平社	松田喜一(三〇)
日本農民組合書記		日本農民組合	一見平治(三〇)

大阪市電自助會書記		電氣勞働組合	岡島千里(二四)
印刷勞働組合執行委員長		大阪市電自助會	菅　忠正(二七)
ゴム工		印刷勞働組合	○河野八郎(二四)
			○鈴木英一(二三)
		大阪印刷勞働組合	○田口　進(二三)
	日大四年退學		○千石龍一(二五)
	元京大學生		○葛野友太郎(二四)
舊勞農黨堺支部書記		舊勞農黨	庄田　清(二五)
	元京大學生		芝　春雄(二五)
大阪一般勞働組合執行委員		大阪一般勞働組合	岡本一郎(二六)
著述業	東大文學部三年半途退學		冬野猛夫(二八)
舊勞働農民黨書記	同志社大學二年半途退學	舊勞農黨	古賀麟太郎(二四)
	同志社大學三年半途退學		遠藤哲夫(二三)
			久留島平次(二八)
			阿賀宗松(二二)
紡績勞働組合常任委員		大阪一般勞働組合	○中山基明(二四)
大阪一般勞働組合執行委員長			
無產者新聞記者	元京大學生		
無產者新聞大阪出張所長	元京大學生		
電　工		大防市電共濟會	内田　寛(三〇)
		大阪煙草勞働組合	石田百犬(二五)
日本農民組合鳥取縣聯合會書記		日本農民組合	坂本俊一郎(二六)
下駄鼻緒職			本田伊八(三一)
車　掌			山下　安(二八)
舊勞農黨堺支部書記長		舊勞農黨	石角勇佶(二五)
電氣工			村上貞次(三二)
	日大豫科二年半途退學		山田六右衛門(二七)
店　員			服部和夫(二一)
舊評議會常任委員		舊評議會	栗本一夫(二三)
舊評議會常任委員		舊評議會	高田鐵造(二五)
大阪電氣勞働組合常任委員		大阪電氣勞働組合	小野源之助(三二)
舊大阪地方評議會常任委員		舊評議會	齋藤重太郎(二八)
關西合同勞働組合執行委員		關西合同勞働組合	國領巳三郎(二四)
舊勞農黨大阪支部書記	京大中途退學	舊勞農黨	熊谷孝雄(二八)

舊勞農黨大阪支部書記長	經濟學士	舊勞農黨	長尾他喜雄(二八)
職工		日本農民組合神戸支部	横田　素(二八)
		舊勞農黨	大石政市(二八)
			安藤一夫(二五)
			橋口喬一(二六)
			川田茂一(二八)
舊勞農黨大阪支部聯合執行委員	元東大哲學科專科生	舊勞農黨	横田甚太郎(二三)
			星子政人(二三)
	元大阪商工學校生徒	和歌山一般勞働組合	荒木卓朗(二六)
		大阪木材勞働組合	青田恒忠(二五)
大阪木材勞働組合書記		大阪木材勞働組合	○出口彌助(二二)
大阪木材勞働組合常任委員		大阪金屬勞働組合	伊藤猪三次(二七)
大阪金屬勞働組合常任委員		舊勞農黨	松本篤一(二六)
著述業	東大半途退學	日本農民組合	鷲谷武二(二六)
日本農民組合書記	京大半途退學		黑川健三(二五)
	大阪外國語學校三年半途退學	關西合同勞働組合	上森四郎(二四)
關西合同勞働組合常任委員			

第五部第一篇　社會主義的運動

舊勞農黨摂陽支部書記		舊勞農黨	田中春雄(二六)
店員			多田宇一郎(二六)
舊勞農黨摂陽支部書記		舊勞農黨	冲田伊佐治(二三)
無産者新聞吹田支局員			井戸貞三(二四)
日本農民組合香川縣聯合會書記		日本農民組合	宮井進一(二八)
日本農民組合香川縣聯合會書記		日本農民組合	朝倉菊雄(二七)
關西合同勞働組合執行委員長		關西合同勞働組合	淺井富次郎(三〇)
藥劑師			岸野重春(二七)
			宮城雄太郎(二六)
		舊全日本無産青年同盟	×××(未成年者)
		關西合同勞働組合	加場長太郎(一九)
日本青年共産同盟	元大阪外國語學校生徒		服部敏夫(二四)
	元大阪外國語學校生徒		久木與治郎(二二)
			中村惣次郎(二〇)
			淡路谷增三(二二)
			泉川正一(二二)
			水谷秀夫(二〇)
ブラッシ工		印刷勞働組合	

大阪電氣勞働組合書記	大阪電氣勞働組合	杉本昇治(二二)	農	埴科農蠶學校卒業	舊勞農黨
	一般勞働組合	福本義雄(二二)	農	高等小學卒業	舊勞農黨
下駄商	大阪金屬勞働組合	龜本源十郎(二三)	懲役二年(三年間執行猶豫)		
大阪金屬勞働組合事	大阪金屬勞働組合	當麻喜一郎(二四)	運送店店員	尋常小學卒業	舊勞農黨
農業		藤岡順市郎(二六)	農	高等小學卒業	舊全日本無産青年同盟
農業		勝又松太郎(二九)	懲役一年六ケ月(三年間執行猶豫)		
靴職		山田敬義(三三)	小學校教員	商大豫科卒業	舊勞農黨
プラツシ工		野崎彌八(二八)	農	尋常小學卒業	舊勞農黨
ニツケル工		播磨康則(二二)	活版工	高等小學卒業	舊勞農黨
	大阪印刷勞働組合	××××(未青年者)	無罪		
		××××(未青年者)			
大毎職工	大阪印刷勞働組合	水掫文一(一九)	米穀商	工手學校中途退學	舊勞農黨

長野、長野地方裁判所管下において起訴されたものは十三名であるが、九月十五日豫審終結の結果九名だけ有罪と決定し、公判に廻付された。第一回公判は同月廿七日より公開禁止をもつて開始され、第二回は十一月十八日より依然傍聽を禁止して續行し、十二月十日左の如く判決言渡しがあつた。

懲役五年(未決拘留百五十日通算)

舊勞農黨長野地方委員會委員長　尋常小學校卒業　舊勞農黨　上條寛雄(二八)　宮前萬一郎(二六)

懲役三年六ケ月(未決拘留百五十日通算)

札幌、札幌小樽地方に於ける事件は九月十七日札幌地方裁判所において豫審を終結し、十月二十五日被告三十五名に對する第一回公判が開かれた。第二回續行公判は十二月四日より三日間に亘り開廷されたが本年中には判決を見なかつた。

農業	高等小學卒業	舊勞農黨日本農民組合	安住豐(二六)	無職	高等小學半途退學後夜學補習科卒業	札幌合同勞働組合	寺鳥儀藏(二〇)

日傭	中央大學豫科半途退學	舊北海道地方評議會	渡邊利右衛門(二六)
鑄工見習	尋常小學卒業	無產青年同盟	×××(一九)
無職	尋常小學半途退學	札幌合同勞働組合舊全日本無產青年同盟	上村勝(二三)
日傭陸仲仕	高等小學卒業	舊勞農黨小樽合同勞働組合	高橋英力(三五)
日傭	中央大學中途退學	舊勞農黨	沼山松藏(三三)
無產者新聞支局主任	高等小學卒業	舊勞農黨舊全日本無產青年同盟	本田要吉(二三)
無產者新聞支局員	高等小學卒業	舊勞農黨	寺島親藏(二二)
日傭陸仲仕	小學校二年修業	小樽合同勞働組合	菊地米吉(三七)
日傭	北海道帝大農學部豫科半途退學	札幌合同勞働組合	原田孝一郎(二六)
舊勞農黨執行委員	明治學院半途退學	舊勞農黨	田口右源太(二六)
苗穗鐵道工場技工	乙種工業學校卒業		金子正一(二二)
無職	元東北帝大豫科學生	舊勞農黨	石原吉久(二三)
	中學四年半途退學	舊全日本無產青年同盟	佐藤富雄(二二)
機械仕上工	尋常小學卒業	小樽合同勞働組合	近藤隆策(二四)
製麻職工	高等小學卒業	舊勞農黨札幌合同勞働組合	太田四郎(二六)
舊勞農黨小樽支部書記	小樽商業學校卒業	舊勞農黨舊全日本無產青年同盟	鮒田勝治(二五)
貸家業市會議員	同志社大學早稻田大學半途退學	舊勞農黨舊評議會	境一雄(二九)
艀船夫	尋常小學卒業	舊勞農黨舊全日本無產青年同盟	近藤榮作(二六)
鐵筋職工	尋常小學卒業	舊勞農黨舊北海道地方評議會	正木清(二九)
小樽郵便局集配人	尋常小學卒業	舊全日本無產青年同盟	本間喜一郎(二六)
日傭	尋常小學卒業	舊全日本無產青年同盟	宮下要吉(二〇)
見習鐵工	尋常小學卒業	舊全日本無產青年同盟	×××(一九)
無產者新聞室蘭支局長	高等小學卒業	舊勞農黨舊評議會	山口利哉(二〇)
見習仕上工	高等小學卒業	舊勞農黨	成田泰三(二〇)
會社員	高等小學卒業	舊勞農黨室蘭合同勞働組合	床波均(二九)
積下人夫	尋常小學卒業	舊全日本無產青年同盟小樽合同勞働組合	阿部茂太郎(二三)
臺車積常夫	尋常小學中途退學	小樽合同勞働組合	油谷外茂吉(三〇)
仕上鐵工	尋常小學六年半途退學	舊全日本無產青年同盟	音羽正雄(二一)

製紙會社鐵工	高等小學卒業	松本　昇(二一)	農業	日本農民組合舊勞農黨
自由勞働者	尋常小學四年修業	武内　清(二七)	農業	日本農民組合
製鋼所職工	中學夜學部半途退學	山田愼吾(三〇)	農業	舊全日本無産青年同盟日本農民組合
無職		久津見房子(三八)		
パン屋	尋常小學半途退學	萩原信夫(二八)	無職	新潟商業學校卒業
			職工	東京電氣工學校卒業
			無職	
			農業	東洋大學專門部
			農業	日本農民組合舊全日本無産青年同盟
			農業	日本農民組合舊全日本無産青年同盟
			農業	舊全日本無産青年同盟日本農民組合
			農業	小學校卒業

新潟　新潟縣下の事件は總檢擧者二百四十餘名に及んだが、結局十八名を起訴し、九月十八日豫審を終つた。而して右の十八名のうち大阪檢事局への移送と豫審免訴各一名を除く左記十六名を有罪として公判に廻付した。第一回公判は十二月十二日より大部分非公開を以て續行されたが、本年中には判決を見るに至らなかつた。

瀧澤要平(三五)	農業	日本農民組合舊勞農黨	辯護士	東大法學部卒業
岡田爲治郎(二四)	農業	日本農民組合	著述業	早大政治經濟部卒業
佐藤佐藤治(二八)	農業	舊全日本無産青年同盟日本農民組合	著述業	早大政經科三年退學
渡邊健一(二七)	無職	舊全日本無産青年同盟		東大農學部卒業
淺井孝介(三三)	職工	關東電氣勞働組合	飜譯業	外國語學校獨文科卒業
平林せん(二一)	無職		木崎農民學校教師	新潟師範卒業
安中作市郎(二七)	農業	日本農民組合舊全日本無産青年同盟		新潟師範卒業
川崎　直(二七)	農業	日本農民組合舊全日本無産青年同盟		日本農民組合舊勞農黨
寺島德治(二〇)		舊全日本無産青年同盟日本農民組合		日本農民組合

軍隊內　陸軍關係共産黨事件の最初の公判は十二月十九日大阪城內第四師團軍法會議において親族、關係將校等約四十名の特別傍聽を許して開かれた。被告は左記十三名である。

輜重兵第四大隊幹部候補生	高瀨　末成(二三)	
工兵第十六大隊二等卒	中村　福麿(二六)	
歩兵第七十聯隊幹部候補生	石村　倉吉(二二)	

二　北海道集産黨事件

新藝術協會といふ名稱の下に私有財産制度否認の目的をも

つて北海道名寄町を中心に昭和二年八月頃より秘密結社集産黨を組織し赤化宣傳を行ひつゝあつたと稱する治安警察法違反事件については昨年度本年鑑に記述したところであるが、昭和三年五月十六日旭川地方裁判所において左の十一名に對して判決の言渡しがあつた。

禁錮二年、未決拘留九十日通算、石井長治(二九)。同上、松崎豐作(二〇)。禁錮一年六ケ月、未決拘留九十日通算、濱野勇一(二三)。同上、佐藤鐵之助(二二)。禁錮一年二ケ月、未決拘留九十日通算、村上政義(二三)。同上、中山茂(二四)。同上、(但し未決拘留五十日通算)、北村順次郎(二二)。禁錮一年、未決拘留九十日通算、三年間執行猶豫、足利定雄(二〇)。同上、奥山正二(二一)。同上、松川泰助(二七)。同上(但し未決拘留八十日通算)藤田永伯(二六)。

第四章　學生運動

學生運動もまた日本共産黨事件の餘波を被り、當局の徹底的彈壓の下に殆んど潰滅の狀態に瀕した。文部當局は各高等學府に對して峻嚴なる左傾思想取締の訓令を發し、從來尙ほ學校當局の監視の下に存續してゐたところの各大學高等學校の社會科學研究會はために悉く解體を餘儀なくされた。文部當局の反動政策はたゞに此處に止らず、更に學生左傾の根幹を絶つべく謂ゆる「左傾教授」一掃の擧に出でた。大學當局は、大學の獨立を口にしながらも結局は文部當局の方針に屈從した。これが犧牲として京都帝大の河上教授、東大の大森助教授、九大の佐々、石濱、向坂教授等は、全く强制的に辭職を迫られた。しかしながら學生の左翼運動は政府或ひは大學當局の抑壓にも拘らず、益々潛行的形態をとつて廣く學生層に瀰漫し、既に中等諸學校においてすらこの種運動の浸蝕せるものあるを見たのである。

一　學聯事件

學生社會科學聯合會に關する治安維持法違反、出版法違反並びに不敬罪被告事件は、昨昭和二年四月三十日京都地方裁判所において第一審の判決が下され、被告三十七名は即日控訴の手續をとつた。その控訴公判は昭和三年四月五日より大阪控訴院において全部治安維持法違反事件として開廷せられたが、被告の大部分は日本共産黨事件のため拘束されてゐて出廷不能となり、實川清之、泉隆、白谷忠三、上村正夫、武藤丸楠、衣谷賀眞、內海洋一、小崎正潔、逸見重雄、原田耕、大浦梅夫の十一名が出廷した。しかるに公判第二日において被告上村より、拘束中の被告を除外する分離裁判の不公正を理由として裁判長忌避の申立をなしたため、公判は中止となり、本年中は再開せられるに至らなかつた。

二　共産黨事件關係學生

日本共産黨事件被告人たる專門學校程度以上の學生數（及

び卒業生）を學校別に示せば左の如くである。（昭和三年十一月末現在。十二月七日の閣議における原法相の報告に據る。）

	卒業者	在學者	中途退學者	合計
東京大	一八	八	七	三三
京大	五	一二	一一	二八
九大			四	四
東北大			一	一
北海大			一	二
東京商大				二
岡山醫大	一			一
慶大	四	一		一〇
早大	一		五	二
明大	三		一	五
日大	四		二	八
同志大			四	四
中央大			四	四
法政大			三	一
東洋大				二
立命大	一			一
五高			六	六
六高		七		八
七高			一	一
福岡高校			一	二
佐賀高校			一	一
弘前高校				
桐生高校				
東京外語				
大阪外語				
早稲田高等學院				
明治學院高等科				
大阪齒科醫專				
九州齒科醫專				
陸軍士官學校				
東京女大				
東京女高師				
合計	四八	三〇	六九	一四七

三　社會科學運動

過去四五年間に亘る學生の左翼運動が如何に深刻であつたかは、這般の共産黨事件の被告三百余名中その半數に達する百四十七名（昭和三年十一月末現在調）が大學高等專門學校の在學生並びに卒業生によつて占められてゐるといふ事實によつて窺はれよう。本年に入つて、共産黨事件の勃發に一段の刺戟を受けた當局は、學生の左翼運動に對して猛然蹶起し、まづ社會科學研究團體の剿絶を決意した。これによつて、各大學における社會科學研究會は表面上は全く壞滅してしまつた。だが、本章の冒頭に叙べたやうに、この種の運動が全く潜行的狀態に入ると同時に、たゞに大學高等學校等の高等學

府に止まらず、中學校、女學校等の少年少女の間にもこれに類する研究團體の組織が發見せられたことは、特に注目に價するであらう。以下、主なる大學並びにその他の學校における本年度の狀況を摘記する。

東京帝國大學

▲東大暴行事件――一月二十四日、東大辯論部は、毎年の定例である同部主催各高等學校聯合辯論大會に對して學校當局が採つた壓迫的態度を批判するため大學當局の許可の下に學内において會合を催してゐたところ、會場に入り込んでゐた七生社（上杉愼吉博士を戴く國粹團體）に屬する同大學々生の一團が暴力をもつてこれを妨害し、遂に數名の負傷者を出すに至つた。この事件は因より社會科學研究會と直接の關係にあるわけではないが、いふまでもなく左右兩思想團體の衝突であることは明かで、二十七日に至り一方帝大同志會、新人會、駒場社會科學研究會その他より成る七生社暴行事件對策各團體協議會と、他方七生社側とが、双方から帝大學生監に對し要求・陳情を持ち出し、事件批判會を催す等、對抗は尙ほ暫く續けられた。

▲新人會の解散――四月十七日、學生運動史上に輝ける歴史をもつ帝大新人會は當局の手によつて解散された。

▲新人會復活の祕密運動――九月二十八日、元社會科學研究會員であつた東大學生二十二名、東京市外豐島園にピクニックを裝うて集會し、新人會復興の計畫につき協議中を逮捕された。學校當局は檢擧學生二十二名に對して停學もしくは放校の處分をした。

京都帝國大學

▲社會科學研究會學生の處分――三月、京大は社會科學研究會員たる同學々生が勞農黨の演說會に出で檢束を受けたといふ廉をもつて四名の處分を行つたが、右は岸學生監の獨斷的行爲であるとし研究會は學校當局に抗議し、同學生監の辭職を迫つた。

▲京大社會科學研究會解散――四月十七日、京大においては評議員會を開き、文部當局の方針に從ひ社會科學研究會を斷然解散することに決し、十八日解散の命令を發した。同日學生は京大當局彈劾學生大會を開きこれに對し對抗を試みる手管であつたが學校側の作戰のために成らず、聲明書を發表して氣勢をあげるに止まつた。

九州帝國大學

▲社會科學研究會の復活――學生社會科學聯合會事件以來解散してゐた九大社會科學研究會は、その後讀書會、經濟研究會、法制研究會、政治研究會の四研究團體として個々別々の活動をして來たが、昨冬來合同の機熟し、本年一月再び九大社會科學研究會として一應復活し、學校當局はその前途を注目することゝなつた。

▲不穩ビラ事件――三月十四日マルクス記念日に當つてマルクス主義に關する不穩ビラを學内各控室その他各所に掲示したものがあり、所轄署の活動を見るに至つたが、ポスターの出所は學生にあらざるものと推定された。

▲社會科學研究會の解散――四月十九日、九大評議員會は文部當局の提案通り研究會を解散することに決し、同日九州帝國大學の名においてこれが解散を命じ、同時に共產黨事件關係の學生四名を放學處分に付した。

東北帝國大學

▲社會科學研究會の解散――東北大學においては、同學の研究會が共産黨事件に關係がない點から他の大學の研究會と同一視し得ないといふ意見から、小川總長は四月十八日研究會の幹部學生を招き懇談的に研究會の解散を勸告したが、これに對し研究會員は協議會を開き、一、同研究會は共産黨に何等關係なし、一、從つて解散の理由なきものと認む、との理由により總長の懇請を斥け解散を拒絶した。依つて大學當局は教授會を開き、共産黨には無關係なるも勞農黨の解散に際し同黨と同一行動を執つたことを不穩當と認むとの理由により、遂に十九日大學の名をもつて社會科學研究會の解散を命じた。

北海道大學

▲讀書會の解散問題――北海道大學は共産黨事件に關しては僅に一人の起訴學生を見たのみで今回の動搖に對しては比較的超然たるかの觀があつた。尤もその讀書會も一旦解散を命ぜられはしたが、森本教授の斡旋により再び解散通告を取消し、今後の愼重を希望して將來を見ることゝなつた。

其の他

▲二高社會科學研究問題――九月一日、仙臺市における國際無産青年デー準備のために催された無産青年組織準備委員の會合協議に二高生三名が加つてゐた事實から二高における社會科學研究會繼續の事實が曝露し、遂に特高課の活動をさへ見るに至つた。學校當局はその背後に共産黨關係の活動あるものと看做し、學生九名を戒飾處分に付し十二名を無期停學に處した。

▲第五高等學校――四月二十一日、社會科學研究の運動を繼續しつゝあつた六名の學生を退校處分に付した。

▲水戸高等學校――本年末にかけて祕密結社水戸高等學校社會科學研究會の組織されてゐることが發覺した。右は帝大內新人會系の指揮によるもので、且つ縣下の中等學校に細胞潛入の形跡があつたといふ。

▲第七高等學校――四月、四名の左傾學生を退學處分に付した。

▲第六高等學校――四月、社會科學研究會に關係したるの理由をもつて學生八名放校處分を受く。

▲日本女子大學――七月、校外において社會科學に關する研究會合を開いた事實から、同校學生八名に退學要求、五名を停學に處し、一騷ぎを演じた。

▲中等學校における運動――九月、第二高等學校における上記の問題に關聯して宮城高等女學校卒業生に研究會關係者あることが判明し、更に同校學生間にもこの種運動に關係せるものありといふ嫌疑で十數名の女學生が特高課の取調べを受くる等、可成りの問題を惹起した。尙ほ東京府下目白中學にも生徒の過激パンフレット配布事件あり、十九名に及ぶ社會科學研究團體の組織あることが發覺し、更に秋田縣横手中學にも五年生間に社會主義研究團體があり、且つ他の中學にも糸を引ける形跡が發覺した横手中學では二名を停學、三名を自宅謹愼處分に付した。

四　學生自治運動

學生の自治運動は本來社會主義運動と直接の關聯があるわけでないが、それらの多くは反動的な學校當局に抗して起さ

れる學生の自由獲得大衆運動と目し得るし、ことに最近著しく反動化し來つた學校當局に對抗するこの種の運動には、左翼運動と相關聯するもの漸く多きを見るのである。

▲東大學友會の解散――大正十二年五月「一切の權力を學生大衆の手へ！」を標語として生れた東大學友會は、三月三十日の理事會において解散を決議し、六千の學生々活を彩る三十部の機關は解體の運命に遭つた。解散の經過を見るに、七生社暴行事件以來一層激成せしめられた學内新舊思想の對立に慊らずして學友會の過半を占める運動十七部が新舊思想對立の煩を避くるを名として二月三日脱退獨立を宣したのが近因で、ために學友會内部は收拾すべからざる混亂に陷つた。運動部は中央部長穂積重遠博士に調停を依頼したが、博士の妥協案は學生委員會の執行權を否認したものであつたので委員會は博士にこれが撤回を要求し、問題は更に紛糾を重ぬるに至つたため、理事會はこゝに學友會の解散を決議したものである。これに對し學生側は猛烈なる反抗運動を試みた。

▲學生自治協議會――六月九日、學生自由擁護同盟の主催の下に、最近における各大學の反動的態度に抗議する標記會合が東京國民新聞社講堂に開かれた。參加學生は早大、帝大、商大、外語、日大、中大等の約六百名に達し、學園内の自治權確立、自由研究の擁護、その他二項を決議した。

▲大學擁護デー――六月二十六日、早稲田大學雄辯會主催の下に同大學内にて開催。終りに近づいた頃、一聽衆から提議した緊急動議から大波瀾を生み會は散會となつたが、學生は更に屋外において次の決議をなした。一、學界自治への干渉絶對反對、一、擁護記念日の毎年開催、一、軍事教練及び警察官の學園侵入絶對反對、一、學生の經濟的負擔輕減、一、學生の民族的差別撤廢、等。

▲山形高校盟休事件――山形高校では六月上旬來赤痢患者を多數出したので學生側より試驗延期を嘆願したが一蹴され、問題は更に前校長の胸像設立始末問題とからまり、現校長排斥運動となり、六月廿三日より盟休を決行した。

▲北大盟休事件――年末、北海道大學においては校友會の自治問題から盟休事件が惹起した。事件の起りは、同校々友會「文武會」の改正案を學生側から提出したのに對し學校側がこれを修正したので、學生團はこれに對抗して學生大會を開き、一、文武會の解散、一、學生主事の横暴に對する抗議、一、集會、出版、言論の自由獲得、の三項を決議したところ、學生大會の主謀者と目された一學生は放學の處分を受けた。學生側はこれに抗して同盟休校の擧に出でんとしたが、當局は更に一二名の學生を處分して高壓的手段に出でたので、問題は愈々紛糾し、十二月五日、遂に全校二千の學生は盟休を決行するに至つた十日に至り學校側も次第に折れて三日間の休校を宣し、學生側も硬軟兩派を生じ、旁々當局の切崩し運動も奏効してか、十二日夜の農學部學生大會及び豫科生徒大會の盟休解散決議によつて、九日間に亘り暴行事件まで生んだ同校未曾有の盟休事件はこゝに解決を見るに至つた。右の外、本年度における主なる自治運動は左の如くである。

▲同志社學生の學校當局に對する校風觀閲反對運動（一月）

▲早大專門部學生の差別撤廢運動▲四高の盟休事件（六月）▲水戸

高校の校長排斥事件（六月）、等。

第五章　藝術家の運動

茲には謂ゆるプロレタリア藝術家の諸團體を、一つの社會主義的團體と目し、無產階級運動の一翼をなすものと見て、記述するものである。

この種の藝術家の運動は昨昭和二年度において著しい進展を見たのであるが、同年中においてはなほ各派の對立抗爭甚しく謂はゞプロ藝陣營內部の分裂鬪爭時代で、各派とも極めて不安なる基礎の上に立つてゐた。從つて、その本來の藝術家的活動、即ち創作、演出等については積極的な業績を殘すに至らなかつた。本年に入つてこれらの對立はほゞ一つの定型をとるに至り、まづ亂鬪の時代を脫したかの觀がある。と同時に、創作的活動においても俄かに活氣を呈し、文藝界一般の注目を引く幾多の作品が現はれた。本年度を彩る分派は大略次の如くである。

昭和二年末におけるプロレタリア藝術家の陣營は、『日本無產派文藝聯盟』、『日本プロレタリア藝術聯盟』、『勞働藝術聯盟』、『前衞藝術家同盟』の四派對立の狀勢にあつたが、主潮は同じくマルクス主義を標榜する『プロ藝』對『勞藝』の對立に依つて導かれ、アナーキズム、コンミュニズムの寄合世帶たる『日本無產派文藝聯盟』は年末に至つて日勞黨直接支持の條件さへ拒絕し、いはゞマルキシズムの圈外に立つてゐた。（本年鑑昭和三年版參照）而して、雜誌『前衞』に據つてゐた『前衞藝術家同盟』は、元來『勞藝』中から分裂し來つて舊勞農黨を支持せんとするもので、『勞藝』の母體たる『プロ藝』に歸るべき運命のものであつた。この氣運は、昭和三年三月二十五日に至り、『プロ藝』と『前衞藝術同盟』の合同としてあらはれ、新たに新黨準備會を支持する『全日本無產者藝術聯盟』が生れた。同時に雜誌『前衞』および『プロレタリア藝術』はともに廢刊して新たに全日本無產者藝術聯盟の機關紙として『戰旗』（五月創刊）が刊行され、雜誌『文藝戰線』を守る勞農藝術家聯盟を强襲することゝなつた。この全日本無產者藝術聯盟は、五月に入り、嘗てアナーキズムからコンミュニズムに轉換してきた『左翼藝術同盟』をも併合して益〻その陣容を固めた。この外に、本年度には日勞黨支持を聲明せる村松正俊、木村毅、尾瀨敬止氏等の『全國藝術同盟』が存在するが、要は、新黨準備會を支持する『全日本』の一派と、日勞黨を支持する『勞藝』の一派とによつて、本年度プロレタリア藝術家の領野は二分される。

尙ほ本年度において一つの特記すべきことは、上記プロレタリア藝術家の諸團體が、一つの共同戰線への要望として『日本左翼文藝家總聯合』を結成したことである。右は三月十三日創立總會を開き、その目的として（一）、反資本主義文

藝の作成並びに組織的發表、(二)、反資本主義文學の上に加へられる一切の障害壓迫との抗爭、の二項目をかゝげ、更に本聯合は聯合の目的に贊成せる文藝家團體及個人をもつて構成するがその團體並に個人はそれ〴〵の組織的及びイデオロギー的獨立を確保することを規定した。その宣言書は左の如くである。

【日本左翼文藝家總聯合宣言書】

無產階級發展過程に於ける現在の狀勢は、文藝の分野にも、資本主義的文藝乃至イデオロギイに對する共同的な統率と抗爭とを必要とするに至つた。

從來吾國に於ける無產派文藝運動は、個々分立の狀態にあつて甚しくその抗爭力を稀薄ならしめてゐたが、吾等こゝに、反資本主義文學の作成並にその組織的發表、及び反資本主義文學の上に加へらるゝ一切の障碍壓迫に對する鬪爭を開始すべく結成した。

今や世界に於ける資本主義的攻勢は、共同して意識的に全線にわたつて吾等プロレタリアートに迫るに當り、吾人はひとり國內に於ける總聯合を組織して之れと戰ふのみならず、更に廣く國際的に、ロシア其他各國無產文藝陣との聯絡を企圖するものである。

これ日本左翼文藝家總聯合を結成する所以である。

右宣言す。一九二八、三、一三　日本左翼文藝家總聯合

最後に、本年度においてはプロレタリア美術家の著しい擡頭を見た。その宣傳的運動としては、十一月から十二月にかけて東京上野の府美術館においてプロレタリア美術大展覽會が催され、可成りの效果を收めた。

本年において活動を見せたプロレタリア藝術家團體の團體名、主義、同人、機關紙等を一括すれば左の如くである。

全日本無產藝術同盟——マルクス主義極左翼。「前衞」、「プロレタリア藝術」、「左翼藝術」の合同たる雜誌「戰旗」及び左翼劇場を機關とす。新黨準備會支持。同人は藤森成吉、林房雄、佐々木孝丸、中野重治、山田清三郎、村山知義等約二百人。

勞農藝術家聯盟——マルクス主義左翼。機關雜誌「文藝戰線」。舊勞農黨支持より日勞黨支持に變る。同人前田河廣一郎、金子洋文青野季吉、里村欣三、葉山嘉樹等約四十人。

全國藝術同盟——マルクス主義。雜誌「第一戰線」及び第一劇場を機關とす。日勞黨支持。同人は村松正俊、木村毅、尾瀨敬止等四十餘人。

日本無產派文藝聯盟——アナーキズム、コンミュニズムの混成。機關紙「尖鋭」。同人、江口渙、內藤辰雄、中西伊之助等約六十人。

國際文化研究所——マルクス主義。雜誌「國際文化」を機關として左翼國際文化の紹介に努む。同人は藏原惟人、秋田雨雀、林房雄、佐々木孝丸、永田一信、小川信一の諸氏。

第六章　婦人運動

我國の婦人運動が昨昭和二年を境として一つの轉回期に入つたことは昨年度本年鑑において述べたところである。かくして生れ出でた新傾向として、吾々は、從來わが婦人運動の

主流をなしてゐたブルヂョア的既成婦人團體に對抗して無產階級を地盤とするところの新興婦人團體の著しき進出を見たのであるが、この大勢は、本年度に入つても生長の一途を辿りつゝあると見得る。たゞ本年度において特に注目すべき現象としては、我國最初の帝國議會普通選擧を前にして既成團體においても新興團體においても共に選擧運動に猛烈なる活動を示したこと、次で、臨時議會に際して、日本婦人參政權協會、婦人參政同盟、婦選獲得同盟の既成諸團體と、關東婦人同盟、全國婦人同盟、社會婦人同盟、勞働婦人同盟との七團體が婦選獲得のための共同戰線を張り、婦選獲得共同委員會を組織したこと、更に、新興婦人團體內の問題として、勞農黨の傘下に結成してゐた關東婦人同盟が黨外組織を不可とする勞農黨の黨是の下に解體し、同黨婦人部として新らしく出發するに至つたことであらう。而して、これら婦人運動の詳細に至つては、本年鑑第二部第二篇第四章の記述と重複するが故に茲にこれを省き同章の參照を乞ふことゝする。

第七章　水平運動

現在わが水平運動の分野には全國水平社、日本水平社、全國水平社解放聯盟の三派が對峙してゐるが、反動と目される南梅吉氏一派の日本水平社、並びにアナ系に屬する解放聯盟の勢力は依然不振の狀態にあつて、本年度の全國水平社大會に際してこれが妨害の擧に出でたるほか積極的進出を試るところはなかつた。而して全國水平社にあつては、無產青年同盟一派の舊勞農黨追隨主義が漸く淸算され、「從來の方針を改め水平社獨自の立場に還り眞の水平運動に精進すべし」との要求が中央委員會を通じ、全國代表會議を通じ、將又地方支部大會を通じて、著しく擡頭し來つたのを見る。

一　大會その他

△地方大會——關東水平社聯盟及び全群馬縣水平社主催第六回聯合大會、二月六日、群馬縣太田町にて開催。▲第七回三重縣水平社大會、四月十五日、松坂町にて開催。▲第六回岡山縣水平社大會、四月二十五日、岡山市にて開催。▲第六回廣島縣水平社大會、四月二十九日、廣島市にて開催。▲第六回和歌山縣水平社大會、五月十七日、和歌山市において開催。▲水平社九州聯合會委員會、五月十七日、福岡市にて開催。

この他、協議會、郡部大會、演說會の如きは多數にのぼるが茲に省略する。

△水平社中央委員會——全國水平社第六年度中央委員會は一月二十五日大阪市浪速區西濱町全國水平社本部にて開催。議長に松本治一郎氏を推し、左の事項を決議した。

【決議事項】（一）運動方針書を作成し、部落民生活に基礎を置く現實運動に力を注ぎ、新舊幹部共に戰線に進出すること、（二）軍隊內差別事件に鑑み、在營中の部落民と連絡をとり差別の全滅を期すること、（三）福岡聯隊事件、北原直訴事件に對し共に陸軍當

局に抗議し、輿論を喚起すると共に家族の救助をなすこと、(四)未組織地たる山陰、北陸兩方面に二月中旬宣傳隊派遣のこと、(五)總選擧對策は各府縣水平社における自由問題とすること、(六)三月三日水平社創立記念日を期して差別撤廢デーを催すこと。

△全國水平社代表會議――七月十五日、奈良縣高田町山内宗願寺において開催。出席者は三府十一縣の代表者二十三名、理事六名、計二十九名。議長は松本治一郎氏。協議事項として、(一)運動方針に關する件、(二)青年部設置の件、(三)總本部の確立と活動を議し、次に緊急動議として、(一)水平運動の全體的統一を圖るため水平社藝術聯盟、日本主義血盟團、日本水平社の三團體に對し日本の全部落民を冒瀆するものとして解體を要求し聲明書を發表すること、(二)梅谷新之助氏除名の件(二は理事會に調査を一任)を決議した。

△水平社全國大會――全國水平社第七回大會は五月二十六日(京都市公會堂)二十七日(高倉會館)の兩日に亘つて開催された。代議員約八十名出席、議長に松本中央執行委員長を、副議長に三木靜次郎氏を推す。第一日の議事左の如くである。

一、マーク制定の件(可決)

二、機關紙に關する件(「水平新聞」の月三回刊行、基金募集、支局設置、等を可決)

三、水平社婦人部設置の件(可決)

緊急動議として郡是製糸會社内差別問題が提出され、大會の名において嚴重抗議することを可決した。

第二日は警察側の嚴重なる警戒裡に開會、正午休憩の後再開し松本議長が開會を宣するや、傍聽席にあつた水平社解放聯盟の一暴漢が發言を求め議長の制止もきかず壇上に駈け上り「吾々は本大會に絶對反對である」と叫び、滿場總立ちとなつて混亂狀態に陥つたので、大會は直に解散を命ぜられた。このため審議未了に終り中央委員會に附議決定されることゝなつた議案は下の如くである。(一)規約改正の件、(二)福岡聯隊事件對策の件、(三)福岡市刑事不當表彰事件對策の件、(四)朝鮮衡平社提携の件、(五)全國遊説に關する件、(六)青年團體代表者會議に關する件、(七)軍隊内差別對策の件。

尙ほ、第七回大會の解散については全國水平社側から解放聯盟並に日本水平社の裏切行爲を曝露した長文の聲明書を發表した。

二　差別撤廢運動その他

差別事件は本年においても依然として多數に上る。こゝにはその主要なるもの並にこの種の事件に關する諸運動を摘記する。

▲福岡聯隊襲擊事件控訴公判――福岡水平社同人の第二十四聯隊襲擊(昭和三年版本年鑑參照)に關する被告事件は控訴中であつたが、四月十八日長崎控訴院において判決言渡しがあつた。判決は第一回公判と同樣であつた。被告等は更に上告したが、十二月十日大審院において和田藤助に關する件のみ事實審理、その他は上告棄却の言渡しがあつた。

▲「差別撤廢週間」――廣島縣水平社本部は一月六日から十二日にかけ、壯丁の入營期に際して「軍隊差別調査週間」を設け、宣傳運動を試みた。

▲長野縣飯田の差別失言事件――一月八日、飯田署高等係主任警部補は無產青年同盟長野縣支部員に對し水平社侮辱の放言をなした。これに對し大阪水平社本部から全國の同志に飛檄して當局糾彈の運動を行つた。

▲岡山市小學校長の差別的失言事件――岡山市內山下尋常小學校長森作太氏が本年一月頃小學生徒に對して勞農黨公認代議士候補岡山縣水平社執行委員長三木靜次郎氏に關する侮辱的言辭をなした事件あり、三月に入つて黨並に水平社より同校長に抗議した。

▲國粹會員と水平社同人との爭鬪――三月三日奈良縣北葛城郡高田町にて觀劇中の口論に端を發し、兩派の同人總勢千五百名夜陰に對峙して大事に至らんとしたが、隣接警察署長等の出動によつて未然に解決を見た。

▲福岡市刑事不當表彰事件――福岡署高等係りの一巡査部長が所謂水平社聯隊襲擊事件を事前に檢舉した功勞により同署は警察官最高の表彰たる功勞章を授與したが、これに對し、水平社九州聯合會は該事件がスパイ政策の所產であり且つ審理も未だ濟ざるに而も表彰といふが如き公事を極祕裡に行ふことの不當を鳴らし、福岡縣知事を彈劾した(三月)。

▲差別撤廢演說會――群馬縣邑樂郡水平社青年聯盟主催、三月二十三日。三重縣松坂町にて、九月二十五、六、七日。

▲水平社同人看守迫害事件――長野刑務所看守中卷某氏は水平社同人なるのゆゑを以て同僚の差別的迫害をうけ、遂に本年八月馘首されるに至つた。これに對し、同縣水平社は調査並に批判演說會を行ひ抗議するところがあつた。

▲貝島炭坑の差別事件――福岡縣鞍手郡宮田町貝島鑛業株式會社の所有にかゝる菅年三坑の人事係は、社長の訓示と稱する差別的言辭を弄した。これに對し、七月、水平社同人より社長貝島榮四郎氏に抗議した。

第八章　植民地に於ける運動

第一節　朝　鮮

朝鮮における思想運動の傾向を見るに、未だ包括的にして旗色鮮明なる思想團體の結成を見るを得ないが、極左共產主義的なる思想團體の潛行運動は隨所に出沒してをり、その運動は本年度において殊に著しいのを見る。曰く何々大陰謀事件、曰く何革命黨、等々の小規模なるものをも拾ひ上ぐれば殆んど際限なき有樣である。次で注目すべき一現象は學生同盟休校の急增である。本年第一學期中だけで同盟休校は總數五十八校に達し、その大部分は男子中等學校である。學生側の要求の內容には社會問題に關するものが增加しつゝあるが、それと同時に言論集會の自由、朝鮮語、朝鮮史の敎授時間の延長、校長敎師の排斥等の中にも民族的意識の動きは觀取せられる。本年中の主なる事件は左の如くである。

▲『新幹會』――朝鮮唯一の政治團體として昨春創立された新幹會は、元來民族主義の看板をかゝぐるものであるが、その實左翼社會主義者の策動が根深く食入つてゐたもので、兩派の抗爭が漸く

曝露されて來た本年においては活潑なる活動を見せ得なかつた。而して本年二月十五日京城に催されんとした第二回定期大會も治安維持の理由をもつて事前に禁止された。

▲『衡平社』――朝鮮における衡平運動はあたかも内地の水平運動の如く純衡平運動（幹部派）と左派衡平運動（反幹部派）の兩派に分れ一つの危機に面してゐる。衡平社全鮮大會は四月二十四日及び二十六日の二日間京城慶雲洞の天道教記念館で開催、各地の代表者百五十名集り、内地水平社からも代表が出席した。水平社との提携問題は激論の末可決され、今後は兩社共同戰線を張つて差別撤廢運動に進むことゝなつた。なほこの外、本部に青年部設置の件、衡平社總本部を今後全國衡平社總本部と改稱するの件、等の決議を見た。

▲朝鮮共産黨事件――朝鮮共産黨と高麗共産青年會とを主體とする朝鮮施政以來空前の大結社事件（昨年度本年鑑本節に「第一次朝鮮共産黨事件」として記述せる頃參照）即ち朝鮮日報社囑託姜達永（四二歳）外百名にかゝる治安維持法違反、出版法違反、制令違反事件は、昨年來京城地方院の公判に付せられてゐたが、本年二月十三日、姜達永並に金在鳳の二首魁に對して、懲役六年以下夫々の判決言渡しがあつた。

（懲役六年）金在鳳、姜達永。（同五年）權五窩。（同四年）金科全、兪鎭熙、金尙珠、陳秉基、李恒泰、洪增植。（同三年六月）金政琯、林元根。（同三年）獨孤栓、鄭雲海、李來源、閔昌植、林亨憲、李鳳洙、申哲洙、洪悳裕。（同二年六月）尹德炳、宋德滿、廉昌烈、朴珉英、李智鐸、金瑗載、盧相烈、張順明。（同二年）金正奎、魚秀甲、柳淵和、都容浩、李炳立、辛命俊、崔安燮、金明奎。（同一年六月）朴台弘、朴一秉、金昌俊、具昌會、金有聲、裴致文、蔡奎恒、鄭晉武、李榮珉、黃守龍、金直哉、鄭淳悌。（同一年）李相黃、金東富、李忠模、李殷植、高允相、姜均煥、金演義、裴成龍、李承燁、南海龍、愼杓成、趙東赫、李敏行、曹俊基、趙鏞田、權五尙、金完根、吳洪燮、李昌洙、朴炳斗、李壽延、金棋鎬、崔一峰、鄭順和、鄭泰重、許永壽、金載中、鄭洪模、姜宗祿、尹允三、金客煥、李鳳壽、金恒俊。（同十月）白明天。（同八月）楊在植、李用宰、（無罪）略、（未決拘留通算日數）略。

▲間島共産黨事件――昨年十月三日以來間島地方において百數十名にのぼる檢擧を見た間島共産黨は、上記朝鮮共産黨の重要なる地位を占めるもので、朝鮮共産黨檢擧の手をのがれて間島に亡命した京畿道青年聯盟中央執行委員安基成が組織に着手し、これに朝鮮共産黨日本部祕書として東京で活躍した崔元澤、金知宗が加はり、大正十五年十月廿八日間島龍井村で東滿區域區局組織總會を聞き、責任祕書に安基成を推し、宣傳部長を玄七鐘として、滿洲赤化、朝鮮獨立を企てたものである。宣傳方法としては民族主義者を利用してゐたものであるといふ。右治安維持法違反事件は昨年來の豫審を經て二十八名有罪と決し、本年十一月京城地方法院の公判に付せられ、十二月二十七日に至り次の判決言渡しがあつた。

懲役六年、崔元澤(三一)。同五年、安基成(三一)。金知宗(三一)同四年、李周和(三〇)、金素然（三五）、朴啓學（四三）。金世煥(三〇)。同二年半、黃一甫(四〇)。同二年、朴載夏(三五)、張時

徹(三五)。李永根(二三)。韓一(三五)。玄七鐘(三一)。方熏(二九)。同一年半、金圭極(四〇)。車鐘洙(三一)。宋山雨(二九)。金洪桂(二六)。鄭聖基(二九)。鄭寅哲(三六)。河利煥(二九)。方明俊(二六)。林東亢(三一)。李桂鳳(二三)。朴一茂(二六)。李鐘繪(三七)。南秉錫(三二)。陳完宛(二六)。(朴一茂以下四名は三年間の執行猶豫なほ金世煥は九十日、南秉錫は六十日その他は全部百五十日未決拘留日數を通算された。)

▲中等學生共産黨事件――本年十一月、京城府内私立朝鮮人中等學校生徒よりなる共産黨主義祕密結社が發覺し檢擧學生は直に豫審に付せられた。黨員十一名、初め黨CS、後に刀黨と改稱し、盟休などをも煽動してゐたものである。

▲其の他。以上の外、PL共産黨、開城共産黨などと稱する祕密結社の檢擧事件があつたが、事件の眞相は未だ判然しない。

第二節　臺灣

從來臺灣唯一の思想團體であつた文化協會はその内部の紛擾漸く嵩じて昨年遂に左右の分裂を見た。かくて殘留組の文化協會派は臺灣無産階級運動の左翼を代表することゝなつたが、黨内の内紛と當局の彈壓とによりいまや全く外患内憂の悲境に陷り、首腦人物たる鄭明祿、張信義、林冬桂、林碧梧等は調ゆる新竹事件に連坐して拘禁中にあり、僅かに連溫卿、王敏川によつて辛く殘壘を守れる狀態である。これに對し、臺灣社會運動の右翼を築き上げた脱黨組の臺灣民衆黨は、結成後急速に勢力を伸張し、勞働運動においては全島工友總聯盟を成立せしめ以つて文協別派の支持せる工友協助會を壓倒し、政治運動においては協議會自治制改善の大旆を押し立てゝ今や同島に壓倒的勢力を贏んとしてゐる。しかしこの大右翼進出の背後に、本年度を通じて文協關係の極左潛行運動が種々なる形式において著しく簇生する傾向を見る。而して、思想取締に關する高等警察施設は、本島においても油斷なく擴充せられるのを見た。

▲文化協會全島大會――臺灣文化協會第二回全島大會は十月三十一日臺中醉月樓において開催。全島代表者約九十名出席、この他に各部の會員傍聽者四五十名、來賓二十名、李傳興氏を正議長に推し、警官數十名の嚴重なる警戒裡に開會したが、議事第三項の討議中遂に臨監官の中止命令によつて解散した。

【議事】(一)委員會及び中央委員會を擴大すること、(二)財務監査委員會を設置すること、(三)反動政府の暴壓に對する對策。

尙ほ當夜十時頃同代表十數名が公園中の島に協議中、警戒の警官に包圍され全部檢束を受けた。

▲新竹騷擾事件――事件は、昭和二年十一月二十七日、新竹街に催された文化協會政談演說會が解散を命ぜられ一二の檢束者を出すに至り、新竹文化支部長林冬桂等は熱狂せる群衆に向つて解散理由質問のため郡警察課に同行せんことを求め、郡役所に押しかけて警察課長に對し解散理由を詰問すると共に檢束者の卽時釋放を强談したが容れられず、同郡役所前に殺到せる群衆を煽動して

喊聲を擧げて郡役所を襲擊せしめたといふ公務執行妨害騷擾事件であるが、同事件は本年七月臺北地方法院において公判に付せられ、同二十六日、陳金城（俳優、二七歳）の懲役一年、林冬桂（貸地業、三六歳）の懲役十ケ月を筆頭に、七十一名に對する有罪の判決言渡しがあり、被告全部服罪した。尚ほ右公判には水谷長三郎氏外數名の辯護士が渡臺出廷した。

▲臺灣民衆黨の運動――昨年發會された臺灣民衆黨は文化協會を凌駕して着々發展しつゝある。本年度においてその主力を注いだ運動は自治制改革問題、臺灣議會設置問題であり、又各所に新支部の發會式を行つた。殊に自治制問題はその最も盡力するところであつたが、秋の州市協議會員の改選を機會に現在の協議會を改正せんとして本年二月民衆黨幹部が臺灣總督當局に提出した改正案の大綱は左の如くである。

(一)州市街庄は公法人たることを明文を以て規定すべきこと、(二)議員は民選として普通選擧に依ること、(三)議員數は內臺人を論ぜず人口比例に依ること、(四)議決機關に改むべきこと、(五)議會の名稱は州市街庄會と爲し、議員の名稱は州市街庄會議員と爲すこと、(六)議決に付すべき事項は府縣市町村會の權限を以て標準となすこと、(七)市街庄長は市街庄會より選出すること、(八)市街庄條例の規定事項を擴張すること、(九)議員は名譽職たること。

尚ほ臺灣民衆黨は四月十四日臺中支部において中央執行委員會を擧行し、次の重要議案につき討議した。

(一)地方自治制改革建議案を提出する件、(二)今回の臨時帝國議會に對する活動方法、(三)米庫統一問題に對する方策、(四)本支部事務の連絡を圖ること、(五)次期黨員大會に關する準備。

▲臺灣黑色青年聯盟事件――標記治安維持法違反被告事件（昨年度本年鑑參照）の公判は本年二月二日より臺北地方法院において傍聽禁止裡に開廷され、二十一日左の如く判決言渡しがあつた。

懲役二年六月小澤一（二三）。懲役一年六月吳滄州（二二）。同上王詩琅（二〇）。懲役一年吳松谷（二二）

▲臺灣革命青年團　昭和二年三月頃支那廣東市中山大學內において臺灣人留學生十數名が首班となり、中國民衆一齊援助、臺灣革命、帝國主義打倒、臺灣回收、臺灣民族自由解放のスローガンの下に臺灣革命青年團なる祕密結社を組織せんとして官憲の探知するところとなり、同年八月六日一齊に檢擧された治安維持法違反事件は、本年二月豫審終結し、十一月二十日より臺北地方法院において傍聽禁止裡に公判に付せられ、十二月十三日次の如き判決言ひ渡しがあつた。

懲役四年林文騰（二五）。同三年郭德金（二五）。張深切（二五）。同二年張月澄（二四）。同一年六月林仲節（二一）。林萬振（二三）。簡金銘（二五）。溫幸義（二〇）。同一年盧炳炊（一七）外二名。

▲臺灣共產黨事件――支那上海に留學中の臺灣人青年數名が社會科學研究團體を組織してレーニニズムを研究し、本年四月同地において打倒帝國主義、臺灣解放、臺灣における統治權と私有財產制度の否認、等々のスローガンの下に共產主義を奉ずる祕密結社臺灣共產黨成立大會を結び、第三インタナショナル臺灣支部設立を企圖しつゝあつたと稱する治安維持法被疑事件は、十二月二十四日臺北地方法院において豫審を終結した。有罪と決定した被告

の六名は左記の如くである。

江水得(二二)。陳粗皮(一九)。楊金泉(二〇)。張茂良(二三)。林松永(二〇)。劉守鴻(二一)

▲臺中不敬事件――五月十四日臺中圖書館前において久邇宮殿下に危害を加へんとした趙明河にかゝはる不敬事件公判は七月臺北高等法院に開かれ、十八日死刑の判決言渡しがあり、十月十日臺北刑務所において刑の執行をなした。

第九章　社會主義的運動の取締及び對策

社會主義的運動に對する政府當局の取締は、單なる取締の域を超えて、實にわが社會運動史上未曾有の大彈壓となつて表はれた。これについては、既に勞働運動・學生運動に對する政府の壓迫として夫々の章節において趨勢の一端を述べた。彈壓政策の主要なるものは、治安維持法改正及び思想取締網の擴充であり、稍や穏和的なる對策とも見るべきものは、出版新聞紙法の改正及び當局の謂ゆる「思想善導」に關する諸施設であらう。

一　治安維持法改正

日本共産黨事件の勃發に愕然として脅えた政府は、過激思想防遏の名のもとに、稀有の惡法といはれる治安維持法中改正法律案を作成し、突如として第五十五特別議會に提出した。同法律案は左の如くである。

【治安維持法中改正法律案】

治安維持法中左ノ通リ改正ス

第一條　國體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ヲ擔當シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二條中「前條第一項」ヲ「前條第一項又ハ第二項」ニ改ム

第三條及第四條中「第一條第一項」ヲ「第一條第一項又ハ第二項」ニ改ム

第五條中「第一條第一項及」ヲ「第一條第一項第二項又ハ」ニ改ム

而してこれに對する原法相の提案理由の説明は下の如くである。『治安維持法中改正法律案の提出理由を一應申上げます。本案は現行治安維持法第一項に規定してありまする國體變革の目的に出づる結社に付きまして、刑罰を一層重く致しますることゝ、犯罪の構成要件に付き治安維持上に必要なるものを加へる爲であるのであります。抑〻大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治せら

れることを以て萬代不易の國體として居ることは申す迄もないことであります。此國體の變革を企てまするのは、卽ち我が國家を滅亡せんとするものに外ならぬのであります。是れ帝國として最も恐るべき所のものでありまして、現行刑法が大逆行爲及び叛逆行爲に對しまして、殊に嚴刑を科して居りまするのも之が爲に外ならぬのでございます。併しながら國體變革の計畫は單に此種の直接の暴力的行爲を手段とするもののみには止まらぬのでありまして、祕密結社の組織に依りまして國民の思想を腐蝕惡化し、一兵に衂らざるも尙ほ國體の破壞を惹起し得べき手段に依るものもあるのであります。是は思想的內亂罪とも申して宜しいのであります。其の恐るべきことは決して暴力を用ふるものに讓らないのであります。而して此種の結社團體は國際的赤化を目的と致しまする國外團體と氣脈を通じまして、其頤使に甘んじ、金甌無缺の我が國體の崩壞を企畫するものであります。斯る團體の行動は實に恐るべく、又最も憎むべき賣國的のものでありまして、其の危險なることは刑法所定の外患罪に讓る所はないのであります。是は卽ち思想的外患罪と申しても宜しいのであります。然るに刑法が大逆罪、內亂罪及び外患罪に對しまして、極刑を科して居りまするにも拘りませず、現行治安維持法が國體變革を目的とする結社に付きまして、僅に十年以下の有期刑を以てして居りまするのは權衡を得たるものと云ふことは出來ぬと考へます。斯の如くでありましては到底我が帝國の治安維持の目的を達することは出來ないのでありますから、茲に本案を提出した所以であります。何卒御審議の上、速に協賛を與へられんことを望みます。」

而して右法案は直に審査委員付託となつたが、遂に審議未了に終り、野黨與黨ともに來る通常議會を待つて更に愼重審議するの妥當を認めた。しかるに、その際會期延長等何等適切の手段を用ひなかつた政府は、議會終了後一ヶ月を經過した六月十二日、治安維持法改正に關する勅令案を閣議に附議可決し、「事態の急、到底議會召集の暇なし」とし、緊急勅令の奏請を決定した。この報に對しては、野黨はおろか貴族院並びに與黨に至るまで反對論を稱へ、樞密院の精査委員會もその非立憲的態度を難詰し、樞府通過は到底覺束なしと見られてゐたが、結局は六月二十七、八の兩日に亘る樞密院本會議において激論が交はされ後、終に警告付をもつて原案通り可決され、翌二十九日、公布實施されるに至つた。

【緊急勅令內容】

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ治安維持法中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

大正十四年法律第四十六號治安維持法中左ノ通リ改正ス

（條文內容は第一條中「任務ヲ擔當シタルモノ」を「任務ニ從事シタルモノ」と政府が修正したるほか、上揭特別議會提出の治安維持法中改正法律案と全然同樣である）

【樞密院の警告的希望條件】

「憲法第八條にもとづく勅令案の制定については、政府はつとめて愼重なる考慮を費し、これが運用を濫りにすべきものにあら

ず、治安維持法改正に關する勅令案制定の如きも甚だ遺憾の點尠からず、本令の施行については特に左記條項に注意すべきものと認む

一、檢察制度を完備し犯罪の發生を未然に防止する方策を講ずべし

一、國際警察の施設を改善して思想取締上に遺憾なきを期すべし

一、教育施設の改善をはかり、思想善導上深甚の注意を拂ふべし

一、各般の社會施設を完備して、國民生活の安定をはかるべし」

二　特別高等警察の擴充

第五十五特別議會において追加豫算二百萬圓と云ふ尨大なる經費の協賛を得て全國に張り廻はされた「思想」を縛る特高警察網については、概略これを第三部第三篇第一章第二節において述べた。これがための官制改正は次の如くであり、七月一日よりその實施を見た。因に、事務官中には本省にあつて出版物の檢閲をなすものと、ベルリン及びロンドンに駐紮せしめて海外における共産主義運動を中心とする社會運動の情況を調査報告せしむるものとが定められた。

一、臨時職員設置制中改正

内務部内臨時職員設置制中左の通り改正す

第三條の三特別高等警察及外事警察に關する事務に從事せしむる爲内務省に左の職員を置き警保局に屬せしむ

内務事務官專任十一人（内一人を勅任とす）

警務官專任五人屬專任三十三人（判任）

警務官補專任十五人（判任）

通譯專任一人（判任）

警務官は内務事務官を以て之に充つ、上官の命を受け事務に從事す、警務官補は内務屬を以て之に充つ、上官の命を受け庶務に從事す、通譯は上官の指揮を受け通譯に從事す。

一、警視廳官制中改正

警視廳官制中左の通り改正す

第一條中「警部專任三十三人」を「警部專任百四十一人」に改む

一、北海道廳官制中左の通り改正す

第一條中「警視專任十四人」を「警視專任十六人」に「警部專任八十四人」を「警部專任八十九人」に改む

一、地方官官制中改正

地方官々制中左の通り改正す

第一條中「地方警視專任二百人」を「地方警視專任二百卅八人」に「警部專任千三百十九人」を「警部專任千四百六十一人」に改む

一、高等官々等俸給令中改正

高等官々等俸給令中左の通り改正す

第三條中高等官々等別表第一表内務省の欄「各局長」の次に「内務事務官」を加ふ第八條勅任文官の俸給別「法制局參事官」の次に「内務事務官（勅任たるもの）」を加ふ第十四條別表第二表第一號による諸官中「内務事務官」の次に「警務官」を加ふ

一、特別任用令中改正

奏任文官特別任用令第一項「土木事務官」の次に「警務官」を加

ふ

一、內務省分課規定中改正

內務省分課規定中左の通り改正す

警務課　行政警察に關する事項

高等課　高等警察に關する事項

圖書課　一、圖書出版及著作權に關する事項一、新聞紙及雜誌檢閱に關する事項一、圖書保存に關する事項

保安課　一、特別高等警察に關する事項一、外事警察に關する事項

一、特高外事從事職員配置（但增員の分だけ）

	警視	警部		警視	警部
北海道	二	五	京都	一	五
東京	一	八	大阪	一	六
神奈川	一	三	新潟	一	三
兵庫	一	四	埼玉	一	二
長崎、群馬、千葉、茨城、栃木、奈良、三重、滋賀、岐阜、宮城、福島、岩手、山形、秋田、石川、鳥取、島根、廣島、德島、香川、愛媛、高知、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、山口（以上は何れも埼玉と同じく警視一、警部二）					
愛知	一	二	長野	一	三
靜岡	一	三	青森	一	一
山梨	一	一	福井	一	二
富山	一	一	福岡	一	五
岡山	一	三	沖縄	一	一
和歌山	一	一	合計	四〇	一一五

三　出版法並びに新聞紙法改正

政府當局は出版法新聞紙法を警保委員會をして審議せしめつゝあつたが、八月に至り特別委員會の決定要目を修正して警保委員會の決定案を得た。該決定案に依る改正骨子は左の如くである。

第一　出版物法制統一の是非

新聞紙法と出版法とはその內容の整理統一を圖ること。

第二　出版物の觀念の整理

(一)新聞紙とその他の出版物とは法律上之を區別すること。(二)新聞紙は日刊にして時事を掲載するものに限ること。(三)定期刊行物中時事を掲載するものを雜誌とすること。(四)新聞紙及雜誌につき登錄制度を認むること。

第三　出版保護

(一)新聞紙及雜誌につき名稱の專用權を認むること。(二)新聞紙につき郵便電信鐵道其他必要なる保護を認むること。(三)新聞紙につき相當の期間外國電報轉載禁止權を認むること。(四)新聞記者の職務執行につき相當の保護を認むること。(五)新聞協會の設立を公認すること。(六)新聞協會の事業は概略左の如く定むること。一、新聞記者の資格缺格に關する事項　二、從業員の共濟に關する事項　三、新聞經營上の協定に關する事項　四、編輯上の協定に關する事項　五、廣告文に關する事項

第四　出版物掲載事項の制限

掲載事項制限に關する規定は列記主義とし大體左の如く定むること

と。

(一)皇室の尊嚴を冒瀆する事項、(二)朝憲を紊亂し社會を攪亂し其の他安寧秩序を妨害する事項、(三)軍事又は外交の機密に關する事項、(四)犯罪を煽動し若は曲庇し犯罪事實に付犯罪人を賞恤し又は刑事被告人若は被疑者を賞恤し若は陷害する事項、(五)亂倫、猥褻、慘忍其の他善良風俗を害する事項、(六)他人の名譽を毀損する事項、(七)公判開廷前に於ける刑事々件の訴訟に關する書類の內容又は公開を停めたる訴訟の辯論、(八)犯罪搜査に關する記事の差止又は制限に付ては相當なる條件を附し之を認むること。

第五　保證金制度の存廢

保證金は之を全廢すること。

第六　行政處分に關する改正

(一)行政處分に依る發賣頒布禁止は之を存置し、行政上の監督方法として出版法院又は出版審査會の如き特別機關を設くること。(二)違法の行政處分に對する國家の損害賠償に關しては行政全般の問題として成るべく速に立法せられんことを希望す。

第七　正誤制度の改善

(一)正誤文（辯駁書を含む）は新聞紙に在りては同一の場所、雜誌に在りては本文の冒頭に掲載せしむること。(二)新聞社が誠意を以て自發的に取消したるときは正誤義務を免除すること。(三)正誤文は原文と同大の活字を用ふること。(四)正誤文の字數の原文の字數を超過するを得ざること。(五)正誤義務違反の罪は告訴を待つて之を論ずること。(六)正誤請　權の期間は新聞に在りては三箇月、雜誌に在りては六箇月とすること。

第八　發行禁止制度存續の可否

發行禁止制度は之を全廢する事。

第九　責任者並に罰則

(一)刑事犯と行政犯とは之を區別すること、(二)刑事犯に關する規定は總て之を刑法に移すこと、但新聞紙に在りては其の特殊の性質に鑑み刑法原則の適用上相當の考慮を爲すこと、(三)行政犯に付ては財產罰のみを科すること、(四)新聞紙に關する行政犯の責任者は法人たる新聞社に在りては新聞社、法人に非ざる新聞社に在りては其の持主たること、(五)行政犯の公訴の時效は之を六箇月とすること。

四　『思想善導』施設

政府の思想對策の一つとして謂ゆる『思想善導』の新施設あり、昭和四年度豫算はこのため約八十二萬圓（「豫算綱要」による）を計上した。右は、治安維持法改正に際し樞府の附した警告的希望條項の主旨にも副はんとするもので、その文省立案として傳へられたところは左の如くである。

學校教育關係の施設

一、講座および學科目の新設或は增設（帝大、文理科大學）

日本文化東洋文化發揚のため差當り來年度において左記四講座二學科目を設く。

日本佛教史（京大）、東洋美術史（同上）、東洋倫理學（東北大）、日本思想史（九大）、國民道德（東京文理）、國民道德（廣島文理）、なほ東大については目下日本研究の講座を考究中。

一、精神科學の研究奬勵
哲學、倫理、宗教、歴史等のいはゆる精神科學の研究を奬勵し(學校及び各方面から斯界の研究者を詮衡して研究費を與へる)、精神科學唯心思想の普及發達をはかり、危險思想の根底をなす唯物的思想を排擊する。
一、學生生徒の訓育
教師學生聯合の茶話會懇話會等の集會その他の方法によつて教師學生間の近親を圖り思想の善導に努む。
一、學生監生徒監の增設(約百名)
帝大、官立大學その他直轄高等諸學校に專任學生監、生徒監を增設して思想取締の徹底を期す。
一、思想調査機關の設置
文部省の專門學務局内に思想調査機關を設け、學生生徒並に一般青年の思想傾向を調査し、思想善導の對策に資す(職員高等官三名、判任官四名)。
社會教育施設
一、國民精神作興に關する歌を募集する。制定の上は男女青少年團をはじめ社會大衆に歌はせる。
一、國民精神作興に關する讀物の選定推薦を行ふ(帝國圖書館の手をもつて)。
一、先哲の思想文獻(名著等)を調査し印刷頒布する。
一、思想善導映畫の募集、製作並に普及。
一、思想講習會。教育の中心人物たる校長視學師範校職員等思想善導に當るものに對し、隨時斯界の大家を聘して思想講習會を開き、新思想に對する嚴正なる批判力を養ひ、思想善導の指針を與ふ。
一、教化團體の補助。
中央教化團體聯合會、地方教化團體聯合會、青年團、女子青年團、日本少年團各聯合會等に對し助成金を與へ、思想善導に關する講座講演會その他の教化運動を行はしめる(文部省直營の思想善導講座、講演會の開設は取止め)。

第二篇　反社會主義運動

社會主義的諸運動の膨湃たる勃興につれて反社會主義的思想を抱持する團體の運動も意識的に進展し來つて、謂ゆる反動的役割を演ずるに至つた。青年團の運動においては左程の變化を見ないが、國粹團體に至つては本年度は共産黨事件の勃發に刺戟せられてその前衞的なる一部の團體の著しい進出を見た。

第一章　青年團

一　青年訓練所

昭和三年度の全國における青年訓練所の狀況は左の如くである。(文部省調査に據る、數は概數)

		公立	私立	計
青年訓練所數	青年訓練所	一二、八二九	—	一二、八二九
	實業補習學校（又は小學校）を訓練所に充てたるもの	二、七七七	三六	二、八一三
	その他の場所に設けたるもの	—	—	—
	合計	一五、六〇六	一三六	一五、七七八
職員數	主事	一四、五〇三	一七二	一四、六七一
	指導員	四九、九四九	一六八	五〇、二七八
	學校教員	三五、六九一	三二九	三六、三六九
	在鄉軍人	二、一三〇	六七八	二、七三七
	其の他	八七、七七〇	六〇七	八九、三八四
	小計	一〇二、二七三	一、七八二	一〇四、〇五五
	合計	九二三、四一三	一三、一六四	九三六、五七七
現在生徒數		一一〇、五四二	一、八一一	一一二、三五三
修了者				

次にこれを訓練所數並に生徒數につき昨年度と比較する　局の努力にもかゝはらず業績は概して不振の狀態にあるのを見る。而してその成績不振は依然都市に甚しいことが窺はれに、訓練所數は僅かながら增加してゐるに拘らず生徒數は却つて五%近く減少してゐる。即ち本年度においても、文部當る。

		昭和三年一月末現在	昭和二年同上	增減
青年訓練所數	公立 青年訓練所	一二、八二九	一三、一三三	減三〇四
	公立 充當實業補習學校	二、七七七	二、四八四	增二九三
	小計	一五、六〇六	一五、六一七	減一一

私立青年訓練所	一七二	一四六	増二六	
生徒數 総計	一五、七七八	一五、七六三	増一五	
公立	九二三、四一三	九六八、七〇七	減四五、二九四	
私立	一三、一六四	一三、二五六	減九二	
計	九三六、五七七	九八一、九六三	減四五、三八六	

明年度の青年訓練所國庫補助金も百萬圓である。

尚ほ本年度において注目すべきことゝしては、文部當局においても地方訓練所においても、訓練所と補習學校との聯絡乃至合體が主要問題となつたことゝ、二三の地方において青訓教練に對する生徒の反對熱が見られ、長野、山梨等では青訓生の同盟休校さへ起つたことゝを擧げておかう。

二　大日本聯合青年團

青年團の狀況は前年度と大差がない。本年度の大會は第四回大會として十一月十七日より三日間京都において御大典奉祝大會が催された。その他に注目すべきほどの事項はない。たゞ六月大阪市に催された大防空演習に當つて同市の青年團員十餘萬が動員されたが、この種の軍事的或は國家的催しに際して青年團員もしくは青年訓練所生徒を動員せしめることは次第に多くなるやうに見受けられる。

因に昭和二年三月末現在の團體數は一四、九一五、團員數は二、五七〇、四五五人（文部省調）である。青年團については尚ほ第四部第四篇第一章の參照を乞ふ。（因に昨年度本年鑑掲載の青年團々體數及び團員數は內務省調である。）

三　大日本女子青年團

女子青年團の本年の狀況については、一二の地方において新たに發會せられたるものゝある外、別に特記すべきものはない。

女子青年團昭和二年三月末の狀況は、文部省調に據れば一〇、八五一團體、一、二四一、二八二人である。（因に昨年度本年鑑掲載の數字は內務省調である）

第二章　國粹團體

國粹團體として重きをなすものは依然日本國粹會、國本社、建國會等であるが、建國會は本年度においても著しく積極的行動に出た。次に重なる國粹團體の活動とその主義綱領をかゝげておく。

大日本國粹會――國粹會は本年度においても左程の活動を

示さなかつた。愛媛縣支部、平壤支部、岡山縣備南支部、新義州國境本部等の發會式を見たるほか、福岡縣國粹會主催のもとに設立中であつた戸畑社會館が本年五月落成を見た。尙ほ京都國粹會支部は水谷、山本兩無產黨代議に對して共產黨問題に關し引責辭職の勸告をなすことを決議し、四月二十三日衆議院內應接室において國民大會決議案なるものを突きつけた。大日本國粹會の主張及び行動規約は次の如し。

【主張】 皇室中心主義に據り普く同志を糾合し緩急に應じ奉公の實を擧げんとするに在り。

【行動規約】 一、吾人は教育勅語を規範として行動し苟も我國體と相容れざる思想は之を防遏す。二、吾人は政黨政派を超越し嚴正批判の位置に立ち政界腐敗を豫防す。三、吾人は勞働者の惡風を矯正し、資本家の橫暴を抑制し、國際的經濟戰の優勝を期す。四、吾人は動もすれば危險思想に感染し易き不逞の徒を指導救濟し、之を感化して蠻的兇行に出でざらしむ。五、吾人は弱きを扶け强きを挫き、最多の國民に最大の幸福を得せしめることを期す。

國本社――國本社は元來純然たる思想團體たることを標榜してをり、從來も社會問題乃至、政治問題に觸れて實際的行動に出づることは少なかつたが、本年度においても特記すべきほどの活動を見せなかつた。國本社の創立趣意とするところは左の如くである。

【創立趣意】 惟ふに國家の隆昌民族の安榮は一に繫りて國民精神の作興と智德の竝進とに存す。維新以來人文大いに開け學藝益〻進むと雖も放恣輕佻の風は漸く質實剛健の氣を掃ひ、奇矯過激の說は溫良恭謙の俗を排し、世道日に壞れ人心日に荒み追隨模倣の習遂に其性となり、獨立創始の氣將に其跡を絕たむとす、況んや客年大災に遭ひて國財多く毀損せられ國力著しく衰退するおや。今にして國民精神を涵養振作し國本を固くし智德の竝進に努め國體の精華を顯揚するに非ずむば國家及民族の前途又遂に知るべからず、謹みて大帝の遺訓を誦し、恭しく今上の聖諭を拜し、詢に戰兢の至りに堪へず、玆に同志を天下に求め國家民族の急務に赴かむと欲し敢て區々の腹心を布く。先憂の士冀くは奮つて贊同せられんことを。

建國會――國粹團體の中最も反動團體としての本質を露出しつゝあるものは建國會である。その行動はむしろ暴力的であり、特に本年中は左翼運動の深化とその激動とに刺戟せられ著しく積極的態度に出で、所謂右傾諸團體の活動を一手に引受けたかの觀があつた。一月十日の全國無產青年團體協議會主催「兵役短縮要求デー」における便衣隊の襲擊事件をはじめとし、無產者新聞社闖入、勞農黨解散要求、大山郁夫、麻生久兩氏に對する朝憲紊亂の告訴、勞農黨本部並に大山郁夫氏邸の花火襲擊、水谷山本兩代議に對する辭職勸告、京都勞農黨支部亂入、その他、治安維持法の改正に反對した江木樞密顧問官に對する暴漢の膝詰談判やロシア大使館玄關の煙火投下事件等、その暴力的活動として傳へられたものは實に

多數にのぼる。建國會の綱領は次の如くである。

【綱領】 一、我等は普通選擧の實施と共に全國民を擧げて天皇に直接し建國の精神に立脚せる眞正なる日本民族の日本國家を建設せんことを期す。一、我等は日本民族が有色人種の先頭に立ちて全人類の世界文明を實現するの我が歷史的使命を成就せんことを期す。一、我等は日本民族の傳統的道德を維持し輕佻浮薄を排し質實剛健の美風を作興せんことを期す。一、我等は國家によりて國民生活を統制し日本國民の天皇の赤子として平等なる所以を徹底し同胞中一人の不幸不平なるものなからしめんことを期す。一、我等は各人の有する財產地位、階級、職業、智識、技能、筋肉が皆國家の爲に存在することを確信し、犧牲の精神に依りて極度に之を國家社會に奉ぜしめんことを期す。

大日本赤化防止團――赤化防止團も無產大衆黨に對して解散要求をなす等、その他多少の活動を見せた。その綱領は左の如くである。

【綱領】 一、赤化は社會秩序の根底を破壞し人類幸福を呪咀するものなるが故に本團は一死以て之が防遏に任すべきことを誓ふ。一、資本家の橫暴と富豪の專恣とは過激思想助長の原因をなすが故に資本家富豪に對し極力猛省を促すこと。一、勞働運動は爾來社會主義との連絡に依り多く誤解を受けたり、眞に勞働者の叫びなる時に何人か之が反對せん、本團は極力勞働運動と社會主義との分離を期す。

七生義團――宣言綱領左の如し。

【宣言】 建國以來幾千年日本民族は歐洲大戰後茲に初めて世界の大舞臺に表はれ其傳來の民族の能力を試みんとするに方り、外列强の壓迫に遭ひ內思想の搖蕩に難み遂に其の大使命を果すこと能はざらんとする而已ならず動もすれば蹉跌して國運を衰亡に陷れんとす。吾人生を此の大機會に享け大日本を世界の表に建つること能はずんば何を以てか能く祖先に見ゆるを得ん。

今や國を擧げて私利に汲々とし國家を忘るゝ者滔々として其風をなす、然らずんば苟且偸安一も賴むに足る者なからんとす。吾人少壯奮然蹶起淸新活潑の元氣を以て吾人日本民族の大使命を完ふするの根幹たらんことを期す。

吾人は未だ學の矜るべきなしと雖も天下の大道は夙に之を知る、吾人貧なりと雖も同志の食するに缺くる處なし、天下何の憚る處かあらん。敢て宣言す。

【綱領】 一、我等は帝國憲法を尊重し之を擁護す。二、我等は國家社會の秩序破壞者及煽動者に對し挑戰す。三、我等は公德の尊長維持者を以て自任す。四、我等は頑迷を排斥し進步主義を重んず。

國粹團體並に反社會主義團體に關する最近の狀勢を一括すれば左表の如くである。

國粹團體及反社會主義團體一覽

(團體名)	(事務所々在地)	(創立年月)	(主張及目的)	(出版物)	(幹部氏名)	(會員數)
國本社	東京市麴町區平河町六ノ五	大正一一、	建國精神の發揚	國本國本新聞	平沼騏一郎	一、〇〇〇、〇〇〇人
大日本國粹會總本部	東京市麴町區下二番町十一	大正八、一〇、一〇	皇室主義	國粹の日本	總裁鈴木喜三郎 會長高橋光威 理事長中安信三郎	
大日本國粹會關東本部	東京市赤坂區表町一〇三	大正八、一〇	同上	會報	總裁伊藤祐弘 總長木田伊之助 幹事長梅津勘兵衛	
大日本國粹會大阪本部	大阪市北區堂山町	大正一一、	同上		野口榮次郎	
大和民勞會	東京市外荏原郡上目黑五七一	大正一〇、一、一五	危險思想排斥正義公道の樹立	民勞法律世界	副總裁藤代天放 理事長平岡廣吉	約二八〇、〇〇〇人
皇光會	東京市	大正九、	演藝による思想善導		上杉愼吉	
建國會	東京市外三河島子の神	大正一五、二、一一	天皇中心政治	日本主義	顧問平沼頭山等 理事長赤尾敏	約五〇、〇〇〇人
國風會	東京市麴町區有樂町一ノ四	大正九、一一、一		國風大觀	會長上泉德彌 副會長江藤哲二	約八、〇〇〇人
大東文化協會	東京市麴町區富士見町六丁目一六	大正一二、九、二〇	東洋文化の研究普及	(月刊)大東文化	會頭小川平吉 副會頭山本悌次郎	一、五〇〇人
大日本赤化防止團	東京市赤坂區溜池町二	大正一一、一一	皇國主義普及運動	論戰協棒	米村嘉一郎 金輪義雄	
大化會	東京市牛込區加賀町二ノ五	大正九、四	武術鍛練	やまと新聞	代表岩田富美夫	二五、〇〇〇人

縱橫倶樂部	東京市外戸塚源兵衞二五	大正一二、	思想善導、政治教育宗教の向上	縱橫	森　傳	
大日本護國會	東京市本所區原庭町三一	大正一四、二、一一	國體擁護思想善導		會長片岡君惠幹事長渡邊志篤	
經倫學盟	東京市小石川區大塚坂下五四	大正一二、		經倫學盟叢書	上杉愼吉	
行地社	東京市小石川區大塚町二五	大正一四、二、一一	復古主義	日本	大川周明 安岡正篤	一、六〇〇人
滿人會	東京市麴町區永田町二ノ八六	明治四一、			頭山滿	
內治外交作振同盟	同右	昭和三、	思想對支問題作振	同盟報	內田良平 田中弘之	
黑龍會	東京市赤坂區新町五ノ七	明治三四、二、三	對外硬國家主義强調	亞細亞時論（休刊中）	主幹內田良平 幹事葛生能文	三六、〇〇〇人
新日本協會	東京市外大久保百人町三一七	大正一〇、五、一	思想善導	共存	山本悌二郎 今井龍三郎 今井時郎	一三、〇〇〇人
大正赤心團	東京市深川區久平町二ノ九	大正七、	國家社會主義	赤心	森　健二	六、〇〇〇人
國士同盟會	東京市赤坂區青山南町六ノ八三	大正一二、二、一一	ユダヤ人問題研究、赤化ロシヤ膺懲	東亞	主幹內藤順太郎 岡　虎一	一三〇人
大行社	東京市本郷區龍岡町一五	大正一三、五、五	精神的國家改造	大行	顧問清水行之助 代表者守繁藏	六、五〇〇人
愛國青年社	東京市麴町區飯田町一ノ七	明治四三、八、二五	全國青年指導	愛國の青年	社長岩谷直次郎	三、〇〇〇人
大民倶樂部	東京市麴町區隼町二八	大正五、	政治教育宗教淨化	大民	花田半助	
日本主義同志會	東京市牛込區原町三ノ五八	大正一四、三、八	日本固有精神の體得	「日本主義青年」現在廢刊	會長遠藤友四郎 幹事三浦延治	約五〇〇人

錦旗會	同右	昭和二、五、八	錦旗を守り奉じて第二維新を招くを主旨とす	日本思想	顧問遠藤友四郎 幹事田尻隼人	
皇道義會	東京府下千駄ケ谷八六五	大正七、七、	武士道鼓吹		石井三郎	
大日本皇國會	東京市小石川區茗荷谷一〇四				肥田常助	
大日本正義團	大阪市東淀川區豐津西通一ノ三七	大正六、七、	道德本位社會改造	正義時報 單行本	主盟酒井榮藏 總務明井萬吉	約一六、〇〇〇人
紫雲莊	東京市麴町區內幸町一丁目商興ビル		軍國主義財閥膺懲	青年立國	橋本徹馬	
青天會	東京市麴町區有樂町三ノ一	大正一五、		日本新聞	小川平吉	
明德會	東京市芝區田村町六〇	昭和二、三、一	王道覇權主義	明德論壇	主幹鹽谷慶一郎 幹事鈴木善一	約三〇、〇〇〇人
一新社	東京市	昭和二、五、		不定期小册子發行	滿川龜太郎	約三〇〇人
大日本殉國會	東京市小石川區音羽町	大正一四、二、一一		殉國	會長增井潤一郎 副會長長田豐平	約五、〇〇〇人
修養團	東京市外千駄ケ谷町六六八	明治三九、二、一一	同胞相愛流汗鍛練	向上、愛と汗、白ゆり	主幹蓮沼門三	約一五〇、〇〇〇人
天皇中心主義王聯盟	東京市四谷區南寺町四二	大正一三、一、二六	忠君愛國天皇中心	勤王	鈴木勇	五、五八七人
秋水會	東京市外代々木山谷一七一	大正一三、七、			寺田稻次郎	
天業青年團	東京市下谷區櫻木町	大正一二、一	日蓮主義救國	天業民報	田中智學	
恢弘會	東京市麴町區九段偕行社	大正一三、四、三	軍人間の思想善導	恢弘	會長柴五郎 幹事高山公道	約一、〇〇〇人

大同聯盟	東京市麴町區丸屋町五番地	大正一四、一〇、四	國體精華發揚 君民同治の完成	小島高踏 金子力三	
國教宣明團	東京府下澁谷町猿樂町三二	明治三九、一、	ユダヤ人陰謀防止	酒井勝軍	
聖皇會	京都	明治四四、	皇祚を永からしめ萬民を安からしむ	會長山科伯爵 理事逆瀬川正史	
日本會	東京市四谷區麴町一二ノ一四 味岡方	昭和二、九、二三	徹底せる尊皇愛國	常任幹事道法寺謙 日高瓊々彦	日本新聞
大統社	東京市牛込區西五軒町四八	大正一四、	國體宣揚	代表者吉田三郎 中野刀水	
皇國至誠團	東京市小石川區大塚窪町二一	大正一一、一〇、	物質的に人心を救ひ大和民族の本性を發揚す。	會長宮田多吉	五〇〇人
大日本國民思想善導會	東京市牛込區辨天町九二 武藤信次方	大正一三、一、	國民精神善導	會長武智德本	
護皇會	東京府下大久保町西大久保一六	大正一三、二、一一	歐米化思想排除 大和民族性發揚	會長中山忠次	約二、〇〇〇人
聖日本學會	東京府下千駄ケ谷字原宿二二一	大正一三、七、三一、	知行合一	會長田尻隼八	
帝大七生社	東京市本郷區森川町富士見館松岡平一方	大正一四、二、一一	至誠一貫 報國盡忠	主幹松岡平一	
早大潮ノ會	東京市牛込區鶴巻町早稻田大學構內	大正一一、一二四	日本精神擁護	會長松永材	
青年急進黨	東京市牛込區原町一ノ五八	大正一三、二、一〇	獨創的改革思想の考究と普及	會長遠藤友四郎	
關東玄洋社	東京市芝公園內	昭和三、七、二〇		社長山內盛久 總理木村清 理事長赤松建堂	
七生義團	東京市芝區松本町四四		帝國憲法尊重擁護 人民新報		八五〇人